

ておりますように、既設都市に——既設都市と申しますか、ことに東京とか、大阪とかいうようなところに過度に集中して参りますことは、経済の機能の上から申しまして、あるいは国民生活の上から申しまして、ただいまお話のありましたような諸設の点から考えまして、望ましいことではございません。従つて、東京自体をどうするかという問題については別個に考えるべきだと思いますが、しかし同時に、東京自体の問題を考えます場合に、今後の産業というものが地方のそれぞれの立地条件によつて確立され得る素地を作つていくということではなければ、東京自体の問題を解決するという場合にも、解決が困難になつてくるわけでございます。その意味において、地方にそうした新産業都市を作っていくというところでございます。

そこで、今お話のように、文教関係全体を——官公立大学であるとかを移して学園都市を作つたらどうかという御意見も一つは出てくると思います。当面のこの法律のねらいとしては、そうした文化的な問題というよりも、むしろ経済上の問題としての産業都市をまず作つていく、こういうことにあるわけであります。

○石川委員　そういたしますと、この法案では、過度の集中を防止するための間接的な一つの案として立てられたただけであつて、これだけではきわめて不十分であるというふうに了解してよろしいかと思ひます。

その次に、目的のあと一つの問題といたしましては、「地域格差の是正を要する」ということが出ております。この地域格差ということとはよく言われ

ます。あるいは産業間の格差とかいふことがよく言われておりますけれども、厳密にこの内容について規定づけるといふような努力が今まであまりなされなかったのではないかと感じるのです。地域格差の解消とらえ方によっては、この産業都市建設の方角づけというものが変わってくる、こうわれわれは理解をいたしますので、この地域の格差というものをどういうふうに理解をされ、その理解の上に立ってこの法案を作られたかという点をまず伺いたいと思います。

○藤山国務大臣　地域格差という場合におきまして、何と申しますか、社会的生活の上の格差、あるいは学問的と申しますか、国民知識の水準というような意味における地域格差の解消という問題も、むしろ先ほどお話のありましたようにございます。しかし、今度の新産業都市の法案としては、主として経済的な格差を解消する。そうして、全国的にそれぞれの立地条件によって、経済の十分な発展をはかり得るような方途を講じていく。それによって経済的な基盤を確立をし、またその地域的な格差をそれによって解消していく、こういうのがねらいでございます。

○石川委員　大体今のような考え方が大ざっぱに定義づけられると思うのでございますが、実は、たとえば農民の生活の低いというようなことが、一応格差の場合に取り上げられますけれども、農民だけについて言っても、北海道の農民というのは、農民の中では生活水準が高い、こういうことになる。あるいはまた、地域格差というものにはんとうに重点を置いてこの都市建設

促進を行なうんだということになりますと、そこそこほんとうに山間僻地の方に持っていかなければならぬという考え方も出てくるわけであります。

ところで、この産業の過度の集中を防止するという目的と、それと地域格差の是正をはかるという目的、この二つ並べられてありますが、この二つの目的の中で、どちらにより多くの重点を置いてこの促進法案を実現に移そうとするのか、その点を伺いたい。

○藤山國務大臣　新産業都市を作ることでございますから、経済的な産業立地条件が整っておりませんところに、無理に施策をいたしても、そこに産業は興らないわけでございます。従って、そういう意味においては、産業立地に適するようなところにまず作ることが必要であります。従って、その地方のいわゆる格差を是正するという視野に立っている、こういうわけでございます。

○石川委員　どうも明確ではありませんけれども、その点については、この程度にしておきましょう。

それで、この新産業都市というのは、そのような地域の格差を是正するために、一応のでき得る可能性のある地域を設定をするという考え方でありますけれども、この新産業都市に新たに地域の指定を行なったと仮定いたしますと、土地の価格の高騰が当然起こることが予想されるわけであります。しかもこの法案の内容を見ますと、主税大臣が非常に多い。また、実現に移す現実的な手段というものが、この法案の中に明記されてありませんから、実際はどの程度実現できるかということとは未知数であります。われわれから

見ると非常に不安定で、実現の可能性は薄いというふうな見方をせざるを得ないわけですが、そうなりますと、地域の指定をやったということによって、土地の価格が高騰するということの結果だけに終わるのではなからうかという感じも受けるわけがあります。それで、あらゆる開発の問題、あるいは今度の新産業都市建設促進法案につきましても、土地の確保ということが前提条件であります。しかも、それに伴って価格が暴騰しない、価格を抑制していくということが是が非でも必要で、さう思うのであります。ところで、経済企画庁では、最近物価を何とかして抑制しようということで、総合的な対策に非常に懸命になっておられるようでありまけれども、その中核としては、やはり今度の法案との密接な関係のある土地の価格をいかにして抑制するかということが、価格全般の問題としても非常に中心の重要課題ではないかというふうにも考えられるし、あるいはまた庶民が営々として働いて老後を送ろう、安住の地を求めようと思っても、都会あたりは非常に土地が高く、安住の地も求めることができないということ、これは非常に政治的責任だということを私は日ごろから考えておるわけがあります。従って、価格対策の中で、今度の都市建設促進法案とも関連をいたしまして、対策として重点的に土地の価格の高騰を防止をする、これがまず先決問題にならないと、この促進法案というものも可能に近い、こう言わざるを得ないわけでありま。この前提条件となる土地の価格というものを抑制するよ

いうことについて、これとの関連においても、あるいは物価対策の関連においても、どういう方法を内閣としてとっておられるか、この点を伺いたいと思う。

○藤山国務大臣　ただいまお話のありましたように、物価問題から見ましても、あるいは開発の面から見ましても、土地の問題というのは、非常に重要な問題であることは申すまでもございません。昨年秋季以来、企圖斤といたしましては、この問題をどういうふう将来解決していったらいいかということで、実は省内にも数名の担当者を引きまして、将来この問題について取り組んでいく基礎的なたいま準備をいたしておるわけでございまして、他の委員会等でも申しましたように、もし将来、場合によりますと審議会等を作りまして、それらの意見を用いた上で何らかの処置をとっていくのが適当じゃないか、ただいま御指摘のございましたように、先般東京でおもちゃの組合が千葉県に移動しようとした。ところが、土地の価格問題のためにどこにも移動ができなかったというふうな点もございます。従って、こういう問題は、この新産業都市の法律とは別個に、やはり今の物価体系その他ともあわせて考えているわけでございまして、十分その点は考慮して参りたい、こういうふうに思っています。

○石川委員　地価の抑制対策という点につきましては、この法案に関連をしまして、とことんまで追及するという、これは場ではないと思えますので、省略するつもりでございます。しかし、現在建設省で土地宅地制度調査会というふうなものが生まれておる、あるいは

は土地の補償の何が基準をきめるための小委員会があるというようなことで、いろいろあちらこちらでこの対策を考へておるようでありますけれども、この取組み方が非常に私はまだ不十分だ、ほんとうに真剣にこれに取り組んでもらわなければ、政治の責任を免れることはできないということを痛感いたします。この価格対策につきましては、現在のような態勢では、まだ三年、四年先にならなければ、結果が出ないというようにならなければ、一年間の地価の暴騰だけでも、これは大へんな額になります。これが全部不労所得になり、全部勤労階級の生活の圧迫になってはね返ってくるというようなことであつては相ならぬと考えますので、この地価抑制というものは、あらゆる法案、特にこの新産業都市建設促進法案に關しても、きわめて重要な中心課題になると思ひます。これを早急に対策を立てるということがなければ、この新産業都市建設促進法案というものは死物になってしまふというのを憂へるがゆゑに、この点について特に強く、内閣の責任において、地価高騰対策を早急に立てられんことを希望いたします。この点についての質問は打ち切りたいと思ひます。

次に、経済企画庁の方では三十六年度五千万円、三十七年度も五千万円、あるいは建設省では三十六年度千五百万円、三十七年度千六百万円、それから自治省では三十六年度千五百万円、三十七年度も千五百万円程度、それから通産省では三十六年度二千三百万円、あるいは三十七年度三千万円というようなこと

で、それぞれ地域経済計画調査あるいは広域都市の建設計画調査あるいは地方開発あるいは産業立地の調査というようなことを、個々ばらばらにやっておるわけでありまして、これらの進捗状況は一体どういふふうになっておりますか。一応関係の方々に伺いたいと思ひます。

○農田政府委員 お答えいたします。

今お尋ねの、経済企画庁に計上されております五千万円の事業の執行状況についてお答えいたします。企画庁に、昭和三十六年度に初めて地域経済計画調査費というものが五千万円計上されたわけでございます。これはもう名称を見てもおわかりになりますように、地域経済関係のいろいろな各種の事項の調整、事業の調整という意味でございます。必らずしも現在問題になっておられます新産業都市のみに限つての調査でございませんで、たとえば現在市町村別の工業統計ができておりませんから、そういう市町村別の工業統計の集計に要する費用の金額を申し上げますと、大体三百五十万円、あるいは現在各都道府県別の行政投資の実績が、大體終戦後から昭和二十五、六年度まではやっておりますが、それ以後はやつておりませんので、昭和二十六年度以降十年間都道府県別の行政投資の実績調査、そういうものに大体五百万円。それから、現在全国総合開発計画の草案で問題になっております拠点開発構想の基準設定のための委託調査というものもいたしております。それから、これは、あるいは新産業都市の下準備調査と言へると思ひますけれども、立地条件の調査、たとえば地盤調査、地下構造調査、河川調査、港灣調

査というようなものに約二千五百万円。それから道路交通の流動調査とか、いろいろな計画を指示するために必要な図面の作製、つまり空中写真による図面をいろいろな作業に便利なるように修正した地図を作っておりますが、そういうものを合わせまして約千四百万円、そういう内容の調査をやっておりますわけでございます。

○關盛政府委員 ただいまお尋ねの建設省で実施いたしております広域都市の調査でございますが、三十六年度から実施をいたしまして、この中身につきましては大都市圏を中心とする調査と、地方の広域都市の調査と大別いたしまして、この二つの体系で調査をいたしております。その目的は、建設省といたしましては、いわゆる大都市問題なりその他地方の重要都市の整備に必要な計画を立てる必要もございまして、国土計画の立場から実施をいたしております。進捗状況につきましては、大都市圏の調査は京阪神地域、中京、北九州のいわゆる既成大都市地域についての調査を実施いたしております。三十六年度は、それらの地域の産業あるいは人口を中心とする動態調査に重点を置いております。三十七年度につきましては、中京、北九州の両地域につきましては、引き続き交通、水資源、土地利用等の立地条件の調査を実施いたすつもりでございます。そして三十八年度にいわゆるマスター・プランを樹立するという予定でございます。京阪神の地域につきましては、東京を中心とする地域と同様に、諸般の大都市問題をめぐる情勢が緊迫いたしておりますので、三十八年度末にマスター・プランを概成を

いたしたい、こういうので三十七年度にその重点を指向いたしたいというわけでございます。地方広域都市の調査につきましては、三十六年度二十カ所の調査を実施いたしまして、今月末までにそのマスター・プランの概成を終わりたい、明年度も引き続き二十カ所を実施いたしまして、三十八年度中にいわゆる全国主要な地方広域都市のマスター・プランを五十カ所について終わりたい、こういう段取りで進んでおるのが現状でございます。

○馬場説明員 御質問の通産省関係の立地条件の調査の概要でございます。内容的に申し上げますと、三十三年から始めておりますが、全国の既成工業地帯以外に、どの辺に工業適地があるかということの調査が進んでおります。三十三年から三十六年度を終わりますと、全国で二百十六の地域について工業適地の調査というのをやっておりますわけでございます。三十七年度は新規に四十一の地域につきまして立地条件の調査を行なつて、さらにこの調査は年々データが古くなりまして、二年に

一べんずつ補正と申しまして直しを行ない、新しいデータをとるといふ内容の適地調査というのを一つやっております。それから、三十六年度から毎年全国で大体十の地区を選びまして、その十の地区に立地しております企業がどういう意味合いでそこへ行つたか、あるいは新規の工場地帯へ行つたかという利点があり、不利があったかという点に、実際分散いたした企業のアナケート調査というのを毎年行なうことになっております。その他いろいろ立地条件調査というものがござい

ますが、それらを合わせて、立地条件調査費というもので三十六年度二千三百万円、三十七年度は三千三百万円の予算を持つておるわけでございます。○早稲田委員 自治省は要求しておりますが、まだ見えておりません。○石川委員 今経済企画庁と建設省、それから通産省関係の地域開発の基礎調査の案について概略伺つたわけでありまけれども、実は全国的にはよくわかりませんが、たとえば私の方の茨城県だけについて見ますと、これらの基礎調査が大体九カ所とか十カ所くらいにまたがって行なわれておるよう

に思ふのであります。しかもそれらの県それぞれが、基礎調査のあったものは全部今度の新産業都市建設促進法案の当然対象になるものだといふやうな非常に大きな期待を持つておるわけでありま。そうなりま。たとえば茨城県に十カ所と仮定いたしますと、全国的には五百カ所になる。必ずしもそういう数になるかどうか正確ではありませんが、非常に大きな数が支離滅裂にあちこちから地域指定の形で申請が出てくるという可能性が多いわけでありま。今伺つた範囲でも、これらの各省の調査はそれぞれ横の連絡もなしに、それぞれ好み、それぞれの目的に基づいて行なわれておるやうに思ふのでござい。けれども、これが新産業都市建設促進法案というものができた理由である、いろいろ横の調整をとらなければならぬといふことで今度の法案が出たといふ目的は、一応了解いたしますけれども、しかし、今までのばらばらのものは今度の新産業都市建設促進法案によつてほんとうにすっきりした一本のものになるというやうな希望は、とうていこの法案だけでは持てな

い。しかも各県とも自分の方が多くの指定がとれるという期待を持って目白押しに申請が出てくるという事になると、膨大な数になるし、その調整もつかないという危険性もあるのではありません。この中心として経済企画庁は、それらのもろもろの申請を整理して、この地域指定をどれくらいに抑えていくかというお考えをお持ちになっておるかどうか、この点について伺いたいと思います。

○藤山国務大臣 今日までの各省の調査は、それぞれ各省の立場におきまして、その必要に応じて調査をされておるわけであり。しかし、そういう状態では必ずしも好ましいことではないわけであり。従って、新産業都市の法律ができましたれば、各省が持つておられます機能はそれは生かしていかなければなりませんから、その機能に従ってのおおの利点のあるところは各省でやっていただきますけれども、それらを総合して一つ企画庁でまとめていこう、そしてそれによって問題の判断もし、解決もしていく、こういうことが今までの調査に対するわれわれの態度でございます。

そこで、いろいろな意味において調査箇所が非常に多いじゃないか、従って、調査箇所が多いから、そういう調査があったところはみんな今度の新産業都市に指定されるのではないかと、希望を持つのではないかと、御質問でございますが、今日までの調査というものは、日本全国につきましていろいろな立地的な調査をいたしたり、あるいは水の問題について、あるいは地盤の問題について、その他交通の問題について各種の調査をしておるので

ございまして、必ずしも調査をした中心都市自体が指定されるというものでないことは、これは申すまでもないこととでございます。ことに今度の法案の趣旨というものは、国土総合開発計画の中における拠点構想とでも申しますか、そういう中核的な都市を作り上げて、そうしてその周囲がその拠点を通じて開発できるというような立場に立っておりますので、そう多くのものが指定されるということには相ならぬと存じております。

○石川委員 今の答弁では、実は私の質問に対する明瞭な回答にはならないと思うんです。地方基幹都市を作るための調査を自治省がやっていると、広域都市を建設省がやっていると、工業立地条件というものは通産省が調査しておるといふような、ばらばらの目的で、ばらばらの調査が行なわれておるわけでございますけれども、今度新産業都市建設促進法というものが出来れば、これらの地方基幹都市を対象として自治省が調べているような調査の目的の名称それ自体が、全部この新産業都市建設促進法によるところの調査であるというように、名称それ自体も変えるということになりますか。

○藤山国務大臣 少なくとも新産業都市に関する限りにおきましては、その調査が総合されて参りますし、むしろそれに対応するような名称にもなる。ただ、自治省自体としてはいろいろな角度の調査が必要であることはむしろございまして、ただ単に新産業都市を作るだけの問題でなくして、地方各般の事情を調査して参らなければならぬのでございまして、そういう意味において自治省としての調査も残りま

しょうし、あるいは通産省の場合においても同じようなことが言えますし、あるいは建設省の場合においても同じようなことが言える、こう存じております。

○石川委員 実は一つの例をあげますと、各地方でもって工業誘致を盛んにやるというところで、土地の買収も大体目鼻がついたというようにときに、農林省は農林省の立場で農地転用については非常な権限を持っておるわけですから、そうしますと、通産省の方は話はいったけれども、農林省の方はおっとどっこい、そうはいかないというように、な例も最近聞かれます。この点については別に問題として僕は提供したいと思っておりますので、きょうはこれに触れませんが、きょうは、このことすら、ちよいとあるわけ。そうなりますと、今目的の違う基礎調査というものを各省がばらばらにやっていると、新産業都市建設促進法というものができたからといって統合できるかどうか、あるいは数を相当制約して整理ができるかどうかというような点については、非常にわれわれとしては疑問があるということだけを申し上げておきたいと思ひます。

時間がありませんからその次に参りますけれども、国土総合開発法というものがございまして、これについては全国計画があります。それから府県計画があるし、数府県にまたがった計画というものがある。あるいはまた特定地域開発というものもありまして、たとえば首都圏、北海道、東北、九州、中国あるいは最近北陸というものができたし、あるいは産炭地というよう

な特殊地域の開発というふうなものも出てきておるわけであり。そこで、この新産業都市というものをこれから建設しようというからには、国土総合開発に基づいて、全国総合開発計画の一環として、この新産業都市の建設計画というものが提案をされなければならぬ、この原則的には考えざるを得ないのでありますけれども、この開発計画の完成を待たないで新産業都市建設促進法が提案されているという事は、私は何か時期尚早である、いわば本末転倒であるというふうな印象を受けます。先般私は新聞でちょっと見ただけでよくわかりませんが、近々のうちにこの全国総合開発計画というものが発表される段階になるのだということを企画庁長官が言われておるようなも、意見をいたしたのでございまして、これはあくまでも全国の総合開発促進法、これは昭和二十五年に改正されてきておりますが、その間十年間以上というものは、放置されたままになっております。私は非常に怠慢だというように考へるのでございまして、これにのっとってこの新産業都市法案というものを、その総合開発計画の上に乘せて推進をするというお考えなのかどうか。その場合に、今まであったいろいろな府県開発計画あるいはまた特定地域開発、先ほど申し上げたように、種々雑多なものがありますけれども、これとの調整を一体どうやってはかはおつくりか、この点について伺いたいと思ひます。

○藤山国務大臣 国土総合開発計画ができておりましたことはまことに申しわけないこととございますが、いろいろな検討をする必要上相当の時間がかかりましたことは、やむを得ないことだと思ひます。昨年の七月十八日でございますが、この点については広く世間の批判を仰ぐ必要がございまして、今日まで批判を仰いできておりました。それについていろいろ意見もございまして、従って、最終的には四月中にこの確定をいたしたい、こういうふうにご考へておられますので、国土総合開発計画の大筋の計画というものは、ごく最近にできるわけとございまして、むしろ今度の新産業都市の計画というものは、その総合開発の中の一つの拠点構想と申すような意味においてこれを実施して参りたいということ考へておられますと同時に、今お話しのような、特定地域における、たとえば中国の開発計画あるいは四国、九州の開発計画あるいは九州の開発計画、いろいろな特定開発計画がございまして、それとの間の調整をとって参りますことは、これは当然のこととございまして。

○石川委員 社会党の方で出されております産業と雇用の適正配置に関する法律というものは、大拠点、中拠点、小拠点というふうな、総合的なものの中から一特性を持った関連を持って一応この法案が出されておられますけれども、この新産業都市建設促進法だけを見た限りにおいては、全国的な総合開発との関連というものが明示されておらないという点は、私は、一つの大きな抜け穴ではないか、欠点ではないかというふうにご感ぜざるを得ないわけであり。その点はそのくらいにいたしますすが、実際問題として、特定地域開発の

関係と今度の新しい新産業都市建設促進法案、あるいは自治省、建設省、通産省、経済企画庁で行なわれておる基礎調査というものの完全な一致点を見出して、調整をはかるというようなことにについては非常な不安がある。私はこの法案が出たことが少し早過ぎたのではないか。全国的な総合開発というものが出来、しかる後に新産業都市というものがその上に乗っかってやられるのだというこの方向づけがはつきりすれば、この法案に対しても幾らか信頼感が持てるという感じがいたしますけれども、現段階においては非常な不安だけが残る。これは抽象的なマスター・プランだけはきめられますけれども、実現の段階で、いかにして具体的に推進するかという具体策というのは何もこの法案の中に盛り込んでいないという点を指摘したいと思うのであります。

時間がありませんので端折って申し上げますけれども、次に、申請の点であります。都道府県知事が新産業都市の区域の指定を受けようとするときには、関係市町村長に協議の上申請書を出すということになっておりますけれども、この申請する場合のものさしというものは明示されておらない。これは、先ほど申し上げたように、各省がばらばらに出して、ある基礎調査というもののたよって、この基礎調査があればそれで新産業都市になるのだという漫然たる期待を持っているところから大部分の都道府県ではないか、こう考えますので、この申請する場合のものさしがなしにこれだけの指示をしたということになりますと、非常な混乱が起こるのではないか、こう思うのであります。その点はどうお考えになっておりますか。

藤山國務大臣 この問題は、地方的ないろいろの御意見も伺うことが必要でございます。中央はもちろん中央自身の考え方で一つの尺度を持てていくということも必要でございますが、同時に、地方の実情等につきまして、地方の方からの申請を受けて、そうしてそれを審議するということが必要であること申すまでもないのでございまして、そういう点については、両方の道が開かれておるように法律としては考えておるわけでございます。

石川委員 どうもはつきりいたしません、こまかい点について御質問したいのでございますけれども、時間がありませんから省略いたします。基本方針というものは、区域の指定があつてから、経済企画庁長官が関係大臣の議を経て、総理大臣を経て審議会に諮る、そこで基本方針というものが知事の方に明示される、こういうふうな理解をしております。それから基本方針に基づいて知事は、各県に設けられた協議会の議を経て基本計画というものを作る、こういう順序になるのではなからうかと思ひますけれども、ここでは知事のイニシアチブを尊重して、知事に申請をさせて、あくまでも知事の意見を尊重するという建前になつておるように思ふのです。ところで、この知事のもとに置かれておる各県ごとの協議会というもののの中を見ますと、たとえば通産局長とか港湾建設局長とか、中央からの出先機関の長が、この協議会の中に入るといふ形になつておるように思ひますけれども、それでは知事が純粹に地元の立場

に立つて、民主的に地元の意見を吸ひ上げて尊重するということじゃなくて、何か地方の協議会の中に、また出先機関としての中央の意見を反映してしまふということになつて、これは円滑な連絡をとるといふ意味では、ある程度の効果はあるかもしれませんが、ほんとうに知事の意見を尊重するという格好にはなつておらない、こういうふうに思ふのですが、この点はどうお考えになりますか。

藤山國務大臣 むろん中央と地方との連絡の必要もございします。従いまして、中央から出ておる地方官庁の人たちが、知事の審議会等に入り、連絡をとるといふことは、当然必要なことだと思ひます。しかしながら、知事の意見及び都道府県協議会の意向を尊重しなければならぬことは、もちろん当然でございしますが、そういう意味において十分これが運営されることだと考えております。

早稲田委員長 松島財政課長は見えましたか。

松島説明員 まことに申しわけございせん。おくれて今着きましたので、御質問を承っておりますが、もう一度お尋ねのほど、お願い申し上げます。

石川委員 先ほど質問したのでありますが、三十六年、三十七年にまたがりました、自治省としては地方開発関連調査費という名目で基礎調査をやつておるわけですが、三十六年、三十七年それぞれ一千万円程度の予算になつておりますけれども、その内容がどうで、どの程度進捗しておるか、この点の説明を伺いたいと思ひます。

松島説明員 これもまことに申しわけございせんが、私どもの方の役所の中のことでございしますけれども、私のところで直接その仕事をやっておりますので、具体的に振興課というところをやつておりますので、そういうお話でしたら、振興課の方に私から御連絡申し上げまして、至急担当の者を呼びまして、お答えをさせるようにいたします。

石川委員 それでは自治省の財政課長さんに伺いますけれども、この新産業都市に指定をされる数が、まだ今明らかになつておらない。これは非常に数が多くなつて収拾がつかなくなるのじゃないかというような点を、われわれとしては懸念いたしております。そういういたしますと、各地方で固定資産税あるいは不動産取得税というものの軽減措置、それを基本財政需要額として認めるというような特例を開くことが、この法案に出ておまして、この限りにおいて、自治省というものは、非常に大きな関心をこの法案として持たなければならぬということになろうかと思ふのでございします。われわれが心配をしておるうちに、数が相当たくさん雑然と指定をされたら仮定いたしますと、地方財政における軽減になるところの財政の負担というものは相当なものになるし、またそれを補つた大へんな負担になるのではないかと、この金額はおよそのめどをのぐくらいに置いて、これだけは絶対に地方財政の負担にならないように、地方財政需要額として認めるというきざしとした、この法案に盛り込まれておるような趣旨を

一貫させ、実現させるという確信があるのかどうか、この点を自治省に伺いたい。

松島説明員 お尋ねの点は、地方公共団体が固定資産税等の減免をいたしました場合に、従来は、減免は当該団体の任意の問題である、従つて、交付税算定上、その減免に相当する額がその団体の税収入として入らなくても、取り得るものというところで、交付税が特にふえるというやうなことの措置を講じていたわけでありましたが、この法律におきましては、その減免をいたしました場合は、一定の条件に該当するものについては、基礎財政収入額が減少するものとして算定する、従つて、その分だけが交付税がふえるという形になるわけでございます。しかし、御指摘の通り、交付税がふえると申しましても、その団体については、交付税の総体がふえない限りは、地方団体相互間のやりとりの問題にすぎないという点もあるわけでございます。そこで、その額が非常に大きなものとなります場合には、地方団体全体としての収入に欠陥を生ずるという問題になるわけでありまして、これが今後どの程度になるかということも今の段階において予測することは非常に困難でございしますが、従来も交付税上の特別の扱いはいたしておりません。それだけの地方団体におきましては、工場誘致のために減免措置等を講じてきておりますが、その実績等を見ても、その大きな額にはなつておらないように思ひます。従いまして今後その額が非常に大きくなつて、そのために地方財政が非常な圧迫をこうむるというやうな

○曾田政府委員 私の担当ではござい
ませんけれども、一応知っておる範囲
内でお答えしたいと思っております。

所得増進計画を策定するにあたりま
して、いろいろ公共投資があるわけで
ございまして、その計算の方法とい
たしましては、いわゆるマクロ的な方
法をとっておるわけでございまして、こ
れはたとえ道路について申し上げま
すと、自動車台数を出しまして、その
自動車台数に一台あたり幾らの投資が
必要であるかという過去の実績等から
見ました原単位を出しまして、それか
ら道路全体の十カ年の行政投資のワ
クを出す。港湾については申し上げま
すと、港湾におきまして貨物の取り扱
量の十年後の数字を想定いたしまし
て、それに貨物の取り扱い量一トン当
たりの原単位の金額を出しまして——
これも過去の実績等によっておると思
いますが、それをかけましたものが港
湾に關します十カ年計画で、そういう
マクロ的な方法で出したものと聞いて
おります。

○關谷委員 どうも実情にあわないう
数字が出てくると思いましたが、今お話
を聞いておると、この貨物の動き
の数量を見て、それから今までの過去
の実績の港湾に投入した経費のトン当
たりの数字を計算して、それで出した
ものがこうだというお話のようであり
ますが、そんなことをするからとんで
もない数字が出てくるのであります。
今まで港湾に対して投入いたしてあり
ます資金は、ほかに比較いたしまして
実に手薄いのであります。その手薄い
ものの、そしてあの船込み状態が起こ
らなければならぬという資本投下のお

理でないと考えられますか、不合理で
あると考えられますか。

くれております数字をトン数で割り出
して、やはりそのようなものをこれか
らの荷物のふえ方に対して計算をいた
しますと、追いつき荷物がふえていき
ますと、小さいながら不足しておた
ますと、荷物がふえればふえるほど比率が
悪いままにこれをふやしていくという
ことになりまして、やはり港湾の経
費が足らなくなってくる。内務省当時
には道路の倍というのが港湾の経費で
あったのであります。その後ずっと計
算いたしまして、大公共事業費の
八〇程度というのが港湾の経費であ
ったのであります。それをめちやくち
に削られた。これは進駐軍の占領政策
でもありました。日本で船を作ろうと
言うた際に、アメリカが船を作らそう
というところになった。それが昭和二十
五年であります。その際に、船を
日本が作り始めると大へんことにな
るということで、英國が横やりを入れ
て、そうして船を作るのをもう取り消
しができないということなら、港湾経
費を削れということ、めちやくち
に削られてしまったのであります。こ
れは昭和二十六年であります。昭和
二十六年あたりにはめちやくち削ら
れて、そうしてほとんど港湾機能が喪
失する程度にまで削ってしまった。そ
の経費あたりを、その手薄い港湾の費
用といえますか、それをその当時の荷
動きのトン数で割った、まことに不合
理な計算をなしておられるということ
になります。このように五千三百
億というふうなこの計算が出てくる
のであります。まことに不合理なこ
とであります。これは、あなたは不合

理でないと考えられますか、不合理で
あると考えられますか。

○藤山国務大臣 所得増進計画の中に
おきます計画については、やはり相当
検討をしていく必要がある、これはむ
ろんです。ことにわれわれが考えてお
ります以上の高度成長をやつて、いろ
いろなひずみが出てきております。昨
年、港湾の問題がほとんど行き詰ま
ってしまったという状況にあつて
たわけでありまして、そういう日本の
高度の成長が急激に進んでおるとい
う場合における港湾対策というものは、
やはり新しい観点に立つて考えて参ら
なければいかぬと思つております。
そういう点については、今後の新産業
都市を作り出す場合におきましても、
十分その点を考慮に入れて、そうして
その新産業都市が、同じ産業でありま
しても、どういふ性格を持つのか。重
工業的な性格を持つのか、あるいは石
油化学的な化学方面の性格を持つよう
になるのか、そういう点もあわせて港
湾の問題は考えて参らなければ、実情
に合わないことではないか、こう考え
ております。

なお、こまかい点は運輸省から一つ
御説明申し上げます。

○關谷委員 運輸省から別に聞こうと
思つておられます。実は私は、港湾の
ワクの設定が間違つておる、間違つた
ものは訂正をしていただかなければな
らぬということでお尋ねをしておるわ
けであります。そうして、この全五カ
年計画を二千五百億で五千三百億のう
ちからやっております。これが今お話
を聞いておると、間違つた計算の
基礎に立つておるといふことが
はっきりいたしました。その上にこの

新産業都市のこの法案が通過をいたし
ますと、また臨海工業都市とかいう
ものができて参りますと、今まで見
込んでないところの港湾事業がふえて
くるわけでありまして。それと、所得倍
増計画あたりで考えておりました
木材の輸入あたりは著しくふえておる
ということになって参ります。そうい
たしますと、今の二千五百億が小さ
過ぎて、それをもつてきて新産業都市
のこの港湾費が入つて、木材の見込み
違ひが出てくる。経済の伸びは、あな
た方の見込みのと大きな狂ひが出て、
非常に大きな発展ぶりを見せた、こ
ういふことになって参りますと、この港
湾の二千五百億というものは、今の実
情に合わないのだということだけはよ
くおわかりであると思ひます。そう
いたしますと、これを一つずつ積み
上げていくことが、一番確実な資料と
なるのであります。が、そういうふう
な資料が出た場合に、あなた方は、資
金配分委員会と経済企画庁とだけでこ
の港湾のワクは設定するといふのでな
くして、運輸省が提出をいたしました
その積み上げたこの積算に基づいて、
ワクの変更を認める用意が参りますか
どうか。これは重大な点であります。
ので、はっきりと御答弁を願ひたいと
思ひます。

○藤山国務大臣 所得増進計画におき
ます積み上げ作業等につきましては、
運輸省にも御参加を願つて検討したも
のであると私は信じておるのでござい
ます。そういう意味におきまして、当
時の事情から見れば最近の事情は変
わつておる。でございまして、たと
えば日本の公共投資というものが非常
におくれておる。単に港湾だけでなく

て、道路でもおくれておる。従つて、た
とえば岸内閣のときに道路五カ年計画
で一兆円をやりましたのが、最近はその
れを二兆一千幾らに直した。そういう
日本の実情に応じて、たとえば改良五
カ年計画といふものを考えていくこと
が、これは当然私は政治の方向だと思
ひます。また、新産業都市ができた
場合に、必ずしも従来の港湾施設だ
けを利用するわけにいかない。新産業
都市の立地条件のいかんによつては、
新設——新設と申しますとやや語弊が
あるかもしれませんが、新しく
十分な港湾設備をしなければならぬよ
うな都市が出てくるかもしれないわけ
であります。そういう点について、
十分な財政的措置を講ずるということ
は、これは私は政治的に当然なことだ
らうと思ひます。

○關谷委員 私は、きょうまでずっと
たくさんお尋ねをしたいと思います
が、今の長官の御答弁で私は満足いた
しまして、簡単に打ち切りたいと思ひ
ますが、これは今まできめられており
ます数字といふものが、現実とあま
りにも遊離したような数字が出ており
ます。これはどういふも訂正を
していただかなければなりません。私
は今、運輸省あたりで一つ一つ積み上
げて作業を早くしろ、そうして、この
新産業都市の法律案が通過をして、そ
うしてそれが現実に見られてくる場合
には、それあたりの計画も早急に現地
から提出をさせて、それを含めたもの
の数字を早急に作成しろ、こういう
ふうなことを言うておるのであります
が、そういうふうな際に、ただ単に経
済の見通しとか何とかというふうな抽
象的なものでなくして、この積み重

なった数字に基づいての港湾ワックといふことの設定について、長官が御協力を下さる、こういうふうなことでありますので、私はそれを期待をいたしまして、あといろいろ御質問を申し上げたいと思っております。ところがたまたまあるのでありますけれども、これで質問を打ち切りますので、御協力をお願いいたします。御協力ができるといふことだけを御答弁を願えば、私はこれで質問を打ち切ります。

○藤山国務大臣 先ほど申しました通り、日本の経済計画が進捗したとして参りまして、特に新産業都市というものができて参りますと、やはり港湾の問題についても新しい見地に立たなければならぬ。たとえば最近、御承知の通り、従来の天然の港という以外に、新しく港を作る。たとえば苫小牧において、あるいは新潟においてそういうような問題もございます。従って、今後の新産業都市の指定にかんしては、そういう新たな見地に立った問題も起こってくるわけでございまして、当然そういうことについては、われわれ新産業都市の機能を生かす得るような努力を港湾施設にすべきであると考えております。またいたすつもりでおります。

○片島委員 長官にお尋ねいたしますが、政府案によりますと、国土総合開発法に基づいた国土総合開発の一環としてやろうということですが、現在あなたの方で作業を進めておられるこの国土総合開発計画草案というのについて、これは大体いつごろに完成の予定でありますか。

○藤山国務大臣 昨年七月にその草案を発表いたしました、世間の世論を聞いておりました。四月中に完成をいたしまして、そうして審議会等の議を経て発表したい、こう考えます。

○片島委員 そういたしますと、この新産業都市建設促進法は、この総合開発計画が最終的な決定を見ない限り出さずということ、これは順序が違っておるのではなからうか、また総合開発計画ができたときに、この新産業都市建設促進法というものと食い違いを生ずるような結果がかりに出てきた場合には、またやり直す、こういうことになるのですか。

○藤山国務大臣 ただいま申し上げましたように、国土総合開発計画の基本計画というものは、私どもの予定したところでは、四月中旬に最終決定をいたしたいと思っております。

○片島委員 先ほど石川委員からも質問がありましたが、新産業都市を作るということになりましたが、相当政府が本腰を入れてからなければ、都市作りというのは困難ではなからうか。諸外国の例を見ましても、私は一昨年ストックホルムに行きましたときに、その郊外のベインビー、これはがけの山みたいなところですが、何もなしにそこに政府が相当な力を入れて、そこに都市を新しく人工的に作っておる。しかも先ほど質問がありましたが、大都市に集中しておる現在の状況、これを排除するという集中排除的な措置と

いうものがとられておらない。非常にやわらかい、非常に緩慢な誘いをこれに作るだけであって、もう少しきびしく大都市から排除する。地方に行ったら、新しき都市を作る場合には、財政的な援助をする、たとえば財政的だけでなく電力料金などのときも特別な配慮をする、そういうことも積極的な腰を入れなければ、一方は抜けておいて、新しい方はさっぱり力が入らぬということでは、これは効果を上げ得ないのではないかと。その点いかがですか。

○藤山国務大臣 この法律自体が、大都市の過度集中に直接な施策を講ずる法律ではございませんので、そういう点は首都圏整備の問題でございまして、あるいは通産省でやっておられます工業立地の問題、それに対する規制の問題というように方面から、具体的にこれを規制して参るということでございます。そういう規制された工業があるいは規制される前に大都市に集中しそうな工業が、新しい適当な立地条件を持った新産業都市ができて、そこに移り住み得る、あるいは新しくそこに立ち得るという面から、大都市の過度集中を防止する効果があるわけでありまして、そういうわけが前文にうたわれてあるわけでござい

ます。

○片島委員 私は、法案にうたってある程度のことでは、大都市への集中を排除するということは、非常に困難だろ、そう思います。大ざっぱに言うて、大体新産業都市を建設する地域の名前は、これはわからないでしようが、現在の集中しておるところから新

しく別のところに作るという地域配分と言いますか、その基準というものは、これには要件は書いてありますけれども、どういふところに地域的な配分をするのだというところはないわけですが、それについての基準が何かきまっておりますか。

○藤山国務大臣 新産業都市の持つております将来の性格のための要件としては、こういう要件が必要な状況にあるのだというところは、法律そのものにうたっております。ただ、そういう条件のところをどういふところにきめていくかという問題は、国土総合開発の全体計画の中の拠点計画として考えて参らなければならぬし、たとえば地方開発全体あるいは地域格差の解消というふうなすべての問題も考慮に加えて考えていくわけでありまして、現在ところまで特別の一定の基準は持っておりません。

○片島委員 大体のそういう構想がなると、ここに要件は書いてあります。が、これは解釈のしようで自分のところもこれに適合するのではなからうかと思ふ人は、解釈によってどうにでも自分のところも悪くても、自分なりに解釈すれば、その要件に合致するといふことになるし、少し足りないだろうと思ふところも、非常に無理をして、地方財政がそのために非常な負担をいふますか、指定をされるということになります。その目安としていろいろ財政的な措置を地方でして、苦勞する。しかし指定は当然もたない。こういうことになつて、そのために相当な投資が行なわれるのではないだろうか。やはり大体どういふ程度、たとえば地域的に

何地区くらいを指定するのだとか、あるいはブロック的にどうか、何かの基準がないと、うちも適合する、うちも適合する、こういうことになつて、收拾がつかないようになる危険性もあると思うのですが、その点いかがですか。

○藤山国務大臣 お話のように、各地の住民の方からすれば、自分のところが一番立地条件がいいのだというようなお考えになりやすいことは当然でございます。まして、そういう点については十分な理解は持たすけれども、しかし、日本全体の計画としてそれが適当であるかどうかというところは、考えて参らなければならぬと思ひます。また、この国土総合開発計画は、国土の総合開発でございまして、ある地方の方はまるで手を触れないでいいのだというわけにも参らないし、また、やはり特定の地域の開発計画等も立法されておりますので、それを全然無視するわけにも参らないと思ひます。でありますから、そういう意味において、国土総合開発の中の拠点計画というふうな意味で、ある程度ブロック的な考え方でも参らなければならぬ。ただ今日の実情を率直に申しますと、必ずしも行政区画と経済圏というものが一致いたしておらないところもございまして、これは日本の実情から申しますと、下部の行政区画と必ずしも経済圏としての見方は違う場合もございまして、その辺の調整というものは、相当指定にあつて重要な問題ではないかと思ふわけであります。そして、そういう点もあわせ考慮しながら、経済的効果がその地方全体に、その指定された地域を中心にして、その

開発促進に必要な地域指定というよう
な、こういうものが考えられておるの
ではないか。それがないと、この法案
をわざわざ経企庁の方で現在——先は
どおっしゃったのは四月ごろには終
了する、結論が出るとおっしゃいまし
たが、それ以前に出さなければならな
いほど、いわゆる拙速を要する問題で
はないではないか、こういう気がいた
しますので、その点をお伺いしたいと
思います。

○藤山国務大臣 お話は、国土総合
開発計画が四月中には、ただいまの予
定では、最終的な案として発表できる
ことになりました。この法律を通して
いただきますれば、それに対応して準備
をして参りますと、ちょうど国土総合
開発計画のできました直後から作業を
していけることになるわけでありま
す。この作業も若干の時間を要する作
業でございますから、ちょうど並行し
てマツチしていけるのじゃないか。こ
の方が先になってしまおうというよう
なことはないつもりでございます。

○肥田委員 まあ、そういうお答えに
なると思いますが、実はこういう法案
が出るからには、この法律だけではあ
りません。今まで幾つかの法律が出て
おりますけれども、それがなかなか実
際に活用されるというところまで至っ
ていない。それは同時に、その内容の
具体性が乏しいということが原因をし
ておると思うのでありますが、それ
から現在行なわれておりますいわゆる
臨海工業地帯、こういうものと、それ
から新産業都市の考え方というものと
の区別といえますか、これを一つ念の

ために教えておいてもらいたいと思
います。

○藤山国務大臣 今のお話は、国土総
合開発計画の中における臨海工業地帯
と内陸工業地帯とのお話かと思いま
す。この問題についてもいろいろの御
意見もございました。素案発表の段階
にあたって、それらのものを参考に
してわれわれも考えて参りたいと思
います。ただ単に臨海工業地帯とい
うだけの意味において、新産業都市が
存のいわゆる国土総合開発計画の中
で申しております臨海工業地帯と直接
ぐに繋がっていくというわけではご
ざいせん。

○肥田委員 今行なわれておるところ
の臨海工業地帯の開発の区分について
はそういうことだろうと思いますが、
問題点であるところの過度の集中を防
ぐという、こういうものの考え方とし
て、現在行なわれておるところの、あ
るいは千葉とか——当面千葉をさし
ていきたいと思いますが、こういうお
ころについて、一体どういうふうにお
考えになるのでしょうか。これなどは
過度集中の中に入らないというふう
にお考えになられていないでしょうか。

○藤山国務大臣 千葉は川鉄がござ
まして非常に大きな臨海工業地帯にな
りつつある。従って、これは東京とあ
わせず、あるいは横浜、川崎、東京、
千葉というふうなものの一連の集中状
態というものは、過度の集中傾向にな
り得ると思えます。ですから東京の首
都圏だけと必ずしも考えられないので
はないかと思うのであります。そう
いう意味からいいますと、将来でき
るだけ経済圏の条件の備わっており
やうなところに工業立地の土地を求め

て、そうして新産業都市を作りますこ
とは、そういう過度の集中を将来排除
していく一つの道になると思うのでご
ざいます。

○肥田委員 私は実は先般千葉の工場
地帯を見てもまいりました。なるほど
今長官のおっしゃるようには、多分にそ
ういふ傾向があります。たとえば今後こ
れらがどのような着想を持っておるの
かというところさへもうかがいた
うな面がありまして、いわゆる集中の
上にさらに集中をしようという考え方
があるのじゃないかという気もいたし
ます。電力の問題にいたしても、こ
ちよと私は聞いたのですが、ここで
は関東電力が六十万キロの発電容量を
持った設備を今持っておるものであり
ます。これは現在どうなんだというこ
とで聞きましたところ、これはおそろく
半分ぐらいしか要らぬのじゃないか。
そこで、じゃあ運転はどうしているの
だということを開きましたところ、大
体七、八〇％出力の運転をやってお
るのだ、こういうこととあります。そ
んな能率の悪いことを、と云えば、夜に
なればずいぶん電力も余るから、従っ
て、この火力の出力を落とすのではな
い、水力の方を落とすとして火力の方
を運転しておるのだ、こういう説明で
ありました。しかし、その理由を聞いて
みまると、最近の巨大な発電機
は、能率を落とすことによって著しく
力率が下がる、だから、そういう方法を
とっておるのだ、こういう説明であり
ました。ですから、夜間は非常に電力
が余っている。それをさらに百万KV
Aの増設の計画がもうすでに行なわれ
ておる。そうやって参りますと、いわ
ゆる過度集中の上にさらに無限大に集

中するよう傾向があるわけです。こ
ういふものと新産業都市との区別で
すが、これはむしろ新産業都市の計画の
内容そのものが、これらに対する非常
に大きな意味合いを持ってくるように
思う。こういうことに対して、新産業
都市計画の考え方を、どういふふう
にわれわれは理解をしたらいいのか、こ
れも念のために伺っておきたいと
思います。

○藤山国務大臣 新産業都市は、日本
の工業がここまで非常な勢いで進展し
て参ることをあまり予想されなかつた
点になって参ります。こういうふう
な構想というものは、もう少し早くあ
つてしかるべきじゃなかったかといふ
うにも、私も感じられるわけござ
います。ことに科学技術が非常な勢
いで進歩しております。たとえば川鉄が
千葉にできましたときに、私もあそ
こが港灣的にはたして十分なものであ
るかどうかということについては若干
の疑問を持っておったわけございま
すが、しかし、浚渫港灣というものが
十分に考えられるような時代になつて
きておりました。先ほど申しました
ように、苦小牧なり新潟なりにそう
いうような自然的条件以外の港灣もで
きて参ります。あるいは産業立地の上
からいって、これはまだうわさでござ
いまして、事実実現するかどうかわか
りませんが、たとえば沼津港は非常に
深く、十万吨くらいタンカーを入
れるなら、あそこが港が非常にいい。
ところが背後地が工業地としてない。
ところが近ごろはトンネルを掘る技術
が簡単な——簡単に申しても何です
が、比較的案にできる。従って、あそ

ここにトンネルを抜けば、その背後地
である狩野川流域の平野に工場ができ
るといふようなふうに科学技術が非常
な変化をしてきておりますし、それ
によりまして従来考えておりました産業立
地というものをだいたし新しい観点から
見直していく必要もある場合が私はあ
るうと思ひます。ことにタンカーであ
りますとか、あるいは鉄道の専用船と
いうようなものは非常に大型になつて
くる、また大型船というものの建造が
可能であり、またそれを動かす機関等
の力もできてくるということになつ
てきますと、やはりそういう意味にお
ける別個の構想も必要なのでありま
す。従来は觀念からいえば、必ずしも工
業立地の適当でないところでも、新
しい科学技術の進歩に伴ひまして、で
きてくる場合があるわけでありま
す。そういう意味からいいますと、やは
り新産業都市というふうなものにつ
いて、新しい見地に立つて、そういう新
技術も考えながら、経済圏の中心にな
るようなところを考へていくというこ
とがこの際必要なんではないか。何か
従来の都市あるいは港灣、そこを中心
にしただけの問題では必ずしもないと
思っております。

○肥田委員 私は千葉の一例をとりま
したが、ここで百六十万KV Aの電力
といへば、私ははつきり数字を覚えて
いませんが、昭和二十五、六年ごろの
日本の全出力は三百五十万から四百
万KV Aまでだったと思うのです。今日
ではその規模が全く変わっていること
もよくわかりますけれども、この一
域に対してこれだけの電力を必要とす
るような産業形態、こういうふうにな
って参りますと、これは話を聞いて

もわかるように、ここにこれだけの電力設備をいたした、しかもこれは外資であります、そして今では電力が余っています、だからこの電力を昼も夜も使ってくれるような、いわゆる機械の性能に合わせるために夜も電力を使ってくれるような、そういう会社がこの地域に集中してくれなければ、百六十万KVAの電力は余ってしかたがないんです、こういう話を技術者はしておりました。ですから、過度の集中を避けるというけれども、実際になかなかそういうことは困難じゃないかという気がいたします。そこでこれはやはり申請制度というものがこの新産業都市の決定をするポイントになるのですが、これに対する弊害というものは、これは今さらわれわれが言うまでもないと思います。今日まで幾多の例があったわけですから、そういうような条件のもとに考えますと、これは申請制だとかあるいは過度集中を避ける、とか、一つの考え方はあったとしても、実際に法案がこれから後に法律化して、実際に運営していくという場合には、非常に大きな問題が出てくるのではないかと。やはりこれは私は申請制というのではないに、具体的に地域を総合計画の上に立って指定する必要があるのではないかと。そうしなければ、いろいろな難問題を解決する方法はないかというふうに考えるのですが、そこまではまだお考えになっていませんか。

選ぶということもできるわけでございます、両方相待ってこの運営の万全を期していきたい、こういう立て方になっておるのでございます。

○肥田委員 ここでもっとお伺いをいたしたいのは、実は先般この連合審査会で社会党の提案がありました、社会党は、こういう地域の問題について、どういうふうにお考えになっておるのですか。

○井手議員 お尋ねは産業や人口の過度集中をどう抑制するかという問題だと思ひます。これは私も出しました産業と雇用の適正配置に関する法律案の一つの大きな問題点でありまして、ある地区に人口と産業が過度に集中しないために、やはり工業の規制地域を指定いたしまして、工場の新設、増設を禁止するというのが第一であると考えておるであります。しかし、すでに過度集中をいたしましたいわゆる過大都市におきましては、これを分散する必要がありますと考へておるのであります。しかし、この分散は、憲法上の問題もありましてなかなかむずかしいのであります、私どもの法律に協力をして、すでに過大都市にある工場を地方に、いわゆる開発地区に分散しようというものに対しては、工場の用地あるいは労働者住宅等について融資その他の特別配慮をしようということをや法案にうたつておるのであります。すなわち、抑制から過大都市の解消ということまで私どもは考へておるわけでありませう。

○肥田委員 私は重ねて申し上げますけれども、これは大臣、あの申請制と、今言われたように、指定もできるというお考え方ですね。この比重は、

しかし、実際には申請制の方へ傾いて、指定というものはなかなかむずかしいのじゃないか。もし指定とすることが実際にやれるとすると、これは何らか政治的なきまを持った結果がそういふふうに出てくる、こういうふうなわれわれは気を回すので、ういふ印象がどうも消え去らないのです。今社会党の考え方のように具体的問題を備えてくると、これはどうしても前提条件というものはつきりして参りますから、そう簡単にはいかないと思ひますが、申請よりも指定制の比重をうんと重く考へるというわれわれの考え方は、この法案の解釈では、これは差しつかえございませんか。

○藤山國務大臣 おそらくこういう法案が出ますと、全国各地から非常に多数の要望と申します、申請と申します、地方的な開発計画というふうなものが出て参るのではないと思ひます。それについて審議会等でも十分な御審議をいたしまして、そうしてその中から適当なものを選ぶというのをいたすわけでございます、それが結局は、——おそらく政府が指定をしようというふうなことを考へておるものは、そういう出てきたもの以外の土地に何かそういうところがあるかどうか——そういうようなところは私はあまりないのじゃないかと思ひます。従つて、指定制と申請制との調和がおのずからそこでとれて参るのではないかと、こういうふうにお考えでございます。

○肥田委員 そこで、もう一つお伺いしたいのは、新産業都市あるいは現在すでに開発が進んでおるところの臨海工業地域に対する鉄道輸送の關係です

が、これはどういふ着想を持っておられるのでしょうか、これの具体化についてお伺いしておきたいと思ひます。

○高橋(末)政府委員 鉄道の整備關係につきましましては、現在におきましても、輸送需要の生じますところにつきましては、それそれ具体的な整備の遂行に当たつておるわけでございますが、新産業都市の指定が行なわれましますならば、従来輸送の關係とその他の關係とのバランスが必ずしも時間的にうまくいっていない場合もあつたわけでございますが、今後はこういう点が総合的に十分検討されまして指定に移されるわけでございますので、その中で陸上運送のうち鉄道が負担しなければならぬという、受け持たなければならぬという部分等もはつきりいたして参りますので、それに対応する整備を促進いたさなければならぬと考へております。

○肥田委員 いわゆる一つの型にはまつた現在の運輸省のものの考へ方と申しますか、そういうものではないに、長官のお考へ方として、今までのようなやり方一つあるけれども、新しい輸送の方法として、あるいは鉄道敷設というのに対して、特にお考へを持っておられるか、こういう意味のことをお聞きしたわけですが。

○藤山國務大臣 新産業都市を作り出す場合の一つの大きな重点というものは、私は輸送關係だと思ひます。港湾、鉄道、道路、陸上輸送關係、これに十分でなければ新産業都市の効果を發揮できないということになる。先ほど千葉の工業地帯をごらんになったお話がございましたけれども、実は私もあそこ参りました。埋立地は非常にたくさんできておる、新しい工場が

できておる。しかし、川鉄の前の道路は相変わらず昔のままの道路です。あれでは輸送効率は上がりませんから、いかに新しい合理的な機械ができて、工場内の生産性が労働者諸君の熱意によって上がり、コストが低下しても、一步工場の外へ出まして原料を輸送する、製品を出すという方のコストが、自動車の運送率も悪い、汽車の運送率も悪い、あるいは海上輸送の効率も悪いということになって、そのためにコストが高くなるということでは、せっかく工場内が合理化され、あるいは労働者の方々の努力によって生産性が上がりましても、ほんとうのコスト・ダウンはできない。新産業都市を作る意味が一つ欠けてくると思ひます。ですから、そういう意味においてやはり輸送關係というものは十分な考慮を払つて、最初からこれを考へていかなければならぬ問題だと思ひます。外国が新しい都市を作る場合には、まず道路を作り、舗装して、あるいはガスパ管を作り、水道を作る、そして新都市ができる。日本の都市を新産業都市として指定してもそれは参りませんけれども、しかし、少なくともそういう面がまず先に十分取り行なわれていかなければならぬのじゃないか、こういうふうにお考へております。

○肥田委員 今の長官の最後のくだりは、実は私もそう考へております。道路を作り、住む家を作り、そして所要の条件というものを先に整えて、それからいよいよ生産設備にかかってくる。この形でなかったら、寄せ集めの工場を誘致して、思い思ひのことをやらせながら、逐次輸送路も確保していき、人の面も確保していくというので

は、全く本末転倒の感があるのです。

これは当の運輸省ということだけでなく、あとで具体的な問題について少し触れたいと思いますけれども、大臣、今、国鉄の予定路線として幾つくらいあるとお考えになっておられるでしょうか。大臣が御承知ないならそれでよろしいのですけれども、私はむしろ政府が常識として考えるべきことじゃないかと思ひますので伺うわけです。

○藤山国務大臣 まことに相済みませんけれども、国鉄の予定路線が幾つあるかというところは、私存じております。

○肥田委員 実は先ほど私が申しましたように、皆さんの御参考にしていただくという意味で、私はちょっと触れておきたいと思ひます。

この鉄道敷設法というものができたのが大正十一年、こういうふうに乗ってあります。いわゆる朕帝國議会の時代であります。このときから始まって、鉄道敷設予定路線というのが現在では大体百七十八路線あります。ですから、古いものは四十年以上たつておるわけです。昨年も九件、鉄道建設審議会です。新しい予定路線が決定をされました。そのうちには実に雄大なものもありました。たとえば宇野―高松間を鉄橋で渡すような計画、経費にしても実に膨大なものを要するものが次から次へと出されていくわけです。片一方には、もう墓場の底に骨になっておるような予定路線というのがある。こういうものをかかえながら、現実にはこの新産業都市建設に対して、運輸省あるいは国鉄をして輸送にマツさせようというところになれば、私は大へんな努力が要るんじゃないかということを考

えます。それから先ほどもいろいろと御質問がありましたように、私もその点は実は同感なんです、この予定路線の一事を見ても、その本質は非常にはっきりしてきていると思ひます。この予定路線というものが百七十八路線も今日なおそのままになっておる。これには御承知のように調査、建設というふうな段階がありますから、なかなか鉄道の日の目を見ることがない。

いわゆる実らざるどころの種をまいて、そしてこの種は芽が出るんだ芽が出るんだ、こういうやり方を今までしてきておるわけです。私はこの計画の中には実に日本の四十年間の政治的ないろいろな問題が悲観的にも現われておるように思ひます。おれの村に鉄道が敷けるようになったぞといって電報を打たれた方もあるでしょうし、そうすると村は村で、もうおれの村は鉄道が敷けるんだぞということで大騒ぎする、地価は上がってくる。そういうような幾多の問題がこの中に介在しながら今日なお実現をしない、こういう状態は今度の新産業都市建設にあつても同じように出てくるのじゃないか。ですから、私はこの点をやはり同じような一つのスタイルとして心配しないわけにはいかないのです。ですから、これをほんとうに新産業都市として、合理的に日本の経済格差をなくして、そして国民の所得増進と生活の向上というところをお考えになるのなら、この根本的な計画の中には地域が初めから指定されるべきじゃないか、こういう条件の中でここに新産業都市を作るんだ、この内容はこういうものだ、こういう具体的なことがやらなければならない、私の地域も新産業都市に指定して

下さい、こういうことになってきたのでは、ただいたずらに地価が暴騰して、生業を持っておる者がその生業を忘れて、俗に言いますところの投機欲と射幸心をそそるだけの結果に終わるのじゃないか、こういうことをこの鉄道予定路線とにらみ合わせて考えないわけにはいかないわけです。ですから、そういう点について、この法案がはんとくにそれに対して正しい運営ができるというふうにお考えかどうか、もう一度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○藤山国務大臣 ただいま鉄道のお話を承りまして、御意見は私どもももつともな点が多分にあると思ひます。従ひまして、今日のような、ある意味において交通革命の時代が来てるわけでごさいますので、従つて、今後鉄道の持ちます意味合い、あるいは道路輸送の持ちます意味合い、あるいは航空機におきます輸送の分野というものは、おのずからその地方的に大局から考えられてこなければならぬ時代が来てるのではないかと思ひます。従つて、過去数十年來のいろいろな長い間の歴史もございまして、にわかには捨てがたい問題もございまして、いろいろ道路を作った方がいいという場合もございまして、また鉄道そのものの利点もあることはむしろございまして、重量貨物を運ぶという場合、これは鉄道でなければならぬ場合が多いのでございまして、そういうものをにらみ合わせて今後やって参らなければならぬ。新しい日本の国作りの中におきます輸送というものは、そういう観点から考えるべきじゃないかと思ひます。御指摘のように、むしろ新産業都市

市をあらかじめ予定してきめていくべきじゃないかということでごさいます。この点は政府としても十分な準備と検討をいたした上できめていくことが必要でございまして。新産業都市というものは、その指定された新産業都市が、私どもの考えからいへば、いわゆる国土総合開発の拠点地域でございまして、その指定された都市だけが繁榮するというのではなくて、その都市を中心とした経済圏が全体に繁榮をし、向上をしていくことでなければならぬのではないかと思ひます。この新産業都市というものの指定を考へていくべきじゃないかという一つの原則的な考へ方を私ども持っております。ただし、しかしそれではそういう都市はどういう都市であるかということも言うことは、軽率に過ぎるのではないだろうか、こう存じておるのでござい

す。

○肥田委員 もう一点お聞きしておきたいのは、先ほど申しましたように、鉄道を敷設しようという場合に、いわゆる予定路線としての決定をするというところになると、なかなか実現が困難だということ、今百七十八路線というものが残つておることでおわかりになったと思ひます。そこで新産業都市にマツするような輸送方法の中に、鉄道が必要であるとするならば、そういう形式を踏んでおったのでは、なかなか実現性が乏しいのではないか、こういう点を再度大臣にお聞きしたいわけですから、申し上げますのは、たとえば千葉のような関係、国鉄からも出資をする、そして地域の資本も集めて鉄道を敷設しよう、これも一つの新しい着想だ

と思ひますけれども、こういうものよりもっとほかに何かあるのではないかと、これは別な問題でございまして、要するにそういう新産業都市に対する鉄道輸送が必要な場合には、予定路線のように、鉄道建設審議会のような機関にかけてそういうものをお考えになられるのか、そういうものは、何か別な新しい方法によつて鉄道輸送というものを考へておられるのか、この点を再度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○藤山国務大臣 新産業都市を作ります場合の鉄道輸送が非常に重要であることは、これは申すまでもございませ

んし、ことに新産業都市の性格から申しまして、かなり大工業が集まるところでございまして、陸上輸送ばかりでなく、海上輸送ばかりでなく、それを連絡する鉄道輸送が大事であることは申すまでもないのであります。その点に十分な力を入れて参らなければならぬと思ひます。ただ、形式としては、当然一応鉄道審議会の議を経て新線建設は行なわなければならない。鉄道審議会においても、ただ単に百何十件あるから、従つてこの審議はその百何十件の順のあとであるというふうなことではないという、私は鉄道審議会の良識も期待しております。運輸省の皆さん方も、そういう意味で新産業都市の育成のための鉄道というものを考えられるのだと固く信じております。

○肥田委員 ちょっと関連して再度お伺ひしますが、たとえば京葉地域において、そういうふうな、国鉄側からも出資をする、民間からも出資をさす、こういう形のものはそれでどうい

う市をあらかじめ予定してきめていくべきじゃないかということでごさいます。この点は政府としても十分な準備と検討をいたした上できめていくことが必要でございまして。新産業都市というものは、その指定された新産業都市が、私どもの考えからいへば、いわゆる国土総合開発の拠点地域でございまして、その指定された都市だけが繁榮するというのではなくて、その都市を中心とした経済圏が全体に繁榮をし、向上をしていくことでなければならぬのではないかと思ひます。この新産業都市というものの指定を考へていくべきじゃないかという一つの原則的な考へ方を私ども持っております。ただし、しかしそれではそういう都市はどういう都市であるかということも言うことは、軽率に過ぎるのではないだろうか、こう存じておるのでござい

す。

○肥田委員 もう一点お聞きしておきたいのは、先ほど申しましたように、鉄道を敷設しようという場合に、いわゆる予定路線としての決定をするというところになると、なかなか実現が困難だということ、今百七十八路線というものが残つておることでおわかりになったと思ひます。そこで新産業都市にマツするような輸送方法の中に、鉄道が必要であるとするならば、そういう形式を踏んでおったのでは、なかなか実現性が乏しいのではないか、こういう点を再度大臣にお聞きしたいわけですから、申し上げますのは、たとえば千葉のような関係、国鉄からも出資をする、そして地域の資本も集めて鉄道を敷設しよう、これも一つの新しい着想だ

と思ひますけれども、こういうものよりもっとほかに何かあるのではないかと、これは別な問題でございまして、要するにそういう新産業都市に対する鉄道輸送が必要な場合には、予定路線のように、鉄道建設審議会のような機関にかけてそういうものをお考えになられるのか、そういうものは、何か別な新しい方法によつて鉄道輸送というものを考へておられるのか、この点を再度お聞かせ願ひたいと思ひます。

を伴いますところの、負担をいたしますところの特別地價というようなことでもって思い切った援助をしていきたい、このような考え方を持っておるわけであります。政府案によりますると、交付税主義でもって、交付税でもってやっていこう。交付税は元來地方自治体の財源でございます。そういったものでもって、国の大きな施策を自治体の財源でもってやっていこうという考え方は、地方自治を非常に大きく圧迫をいたしますので、われわれとしてはこれをとらない。

まだまだございますけれども、大體大別しますと以上のような点が大きな相違を持っているというふうにわれわれは考えます。

○岡本(隆)委員　ただいま説明を承りますと、一応この法律の産業と人口の

適正配置を考えていくという点においては、政府から出されたところの新産業都市建設促進法とはほとんど同じような趣旨のものである。ただしその積極性が少し異なるようである、こういうふうな点のように思われるのでございます。

それでは一つ今度は藤山長官にお尋ねいたしたいと思うのでございますが、この政府案の中に、先ほどからも御答弁の中にございましたが、とにかく工業立地の条件を備えてそこへ工場を誘致するのだ、そういうことの中で、のずから工場や人口の疎開が行なわれていくであろうというふうな消極的な期待に基づいてこの法律が作られておる。ところが東京の状況を見ますと、首都圏整備法ができて、一応そういうふうな意味において首都圏に幾つかの衛星都市を作る。そうしてまたその衛星都市へ今度はいろいろな条件を作って工場を引き寄せていく、疎開をはかる、こういうふうな考え方がはかどらない。はかどらないばかりでなく、ますます人口はふえていく。ある点首都圏整備法によってその周囲に多くの衛星都市が作られますと、その衛星都市を背後にして、一そうまた東京が繁栄していく、そのために人口がますます増加していく、こういうふうなことになるはずはないかということも私たちはおそれておるわけです。幾ら疎開をやらかしくいっても、第一に事業自体においてやはり経費の問題もあるでございましょう。またいろいろな従来からの慣性も続いて、一向疎開というものはかどっておりません。従って、何らかの積極的な施策を講じ

なければ、とても産業や人口の疎開という大きな目的は達せられない、こういうふうな思ひでございますけれども、せっかくこのような新産業都市建設促進法というふうな大きな構想を持った法律案を出され、しかもその目的として産業と人口の適正配置ということをやろうと法律案を出しにしながら、もう一歩進めて、もう少し積極的な意図のもとにこの法律を作成できなかったのかということ、私どももや残念に思われるのでございます。長官は、これでもってはいましてその目的が達せられるというふうに思っておられるのか、あるいはまたこれで不十分とするならば、それに対してどのような補助的な手段をおとりになるかと思えるのか、その辺を承りたいと思ひます。

○藤山国務大臣 この産業都市自体は、私は積極的な施策だと考えておるのでございまして、大都市の過度の集中、工場集中というふうなものを、新しい立地条件を持った産業都市を作ることに、将来それを押えていく、そして新しい産業都市として積極的に発達していくというので、これはその面からいいますと、私は積極的な施策だと考えております。ただ、東京あるいは大阪といつてもよろしゅうございしますが、そこをどういうふうにして制限していくかという問題は、別個の法体系において処理すべき問題だ。たとえば首都圏整備法におきましても、区内における工場の制限等につきましても、通産省等がお考えになっておるような面から、東京をどうしていくかというこ

とは別個の立法にゆだねるべきだ、こう考えております。

○岡本(隆)委員 新産業都市を作っていくという意味においては、なるほど積極性はあります。しかしながら、すでに過度に集中してしまった大都市というものと、それに伴ってきておるいろいろな悪条件をどう解消していくかということについては、この法律はきわめて消極的だ、こういうふうには言わなければならないと思う。そしてまた国民が文化的な、さらにまた衛生的な生活をするためには、もう過大都市の性格というものは、そういう基準からおよそかけ離れてしまっておりま。だから新しい都市を築くということも必要でございすけれども、しかしながらやはり過大都市の再開発といふことが、改造といひますか、こういうことも同時に進めていかなければならぬ。そういうことを一挙に進めることがよく困難であるにいたしまして、そういうことを進めるのには、産業と人口の適正配置といふことをやろうという限りにおいては、やはりある程度の積極性を持たせなければならぬ。それには今お話が出ましたところの工場の新増設に対する制限を当然行なわなければならない。ところが首都圏整備法におきまして、せっかく工場の制限が行なわれておりますけれども、これはきわめて寛大なもので、きわめて粗雑なものであります。だから、このような程度の制限をもってしては、ますます東京でも大阪でも、大阪にはまだ制限がございせんが、東京でもまだまだこれから工場はふえていく可能性、余地は残っております。一体最小規模の

工場の建設が押えられているのは幾坪ですか。

○藤山国務大臣 この法律の中に現在の過大都市の制限まで加えて参りますと、新産業都市を作ります積極的な意欲が薄れて、何か現在ある東京なり何なりの過大化防止に重点が置かれるような形になることは好ましいことではないと思ひます。過大都市に集中していることは、これは大きな問題でございまして、御指摘のように単に経済的な活動の上の問題ばかりではなくて、社会生活の上にも問題がございす。従って、たとえば今日以上に空気の汚染と申しますか、そういうような問題も考えていかなければならぬ。そういうものをすべて新産業都市の立法の中にいろいろ織り込んでいくというよりも、これは別の法体系で厚生省等が考えられていくべき問題であつて、この新産業都市というものは、やはり新しい産業都市を作っていく、そうして現在の過大都市のこれ以上の集中を排除していく、そうして過大都市自体の問題としては別個の法体系でやっていくべきだ、こういうふうに考えております。

○岡本(隆)委員 銀座の方に行きまして、川のそばに行きますと、夏ですともうむっとする悪臭で、川のそばにいくことにたえられないほどの臭気がただよっております。ああいうような状態を厚生省がどう解決しようとして、これは東京の都市改造をやらなければ解決しない。だから、その方向へ国としても当然進んでいただかなければならぬ。ところが、東京都における化学工場からは、どんどん廃液を流して

いくというふうなこと、そこに屎尿処理もまじっているであります。ところが、とにかく東京都の再開発をしなればならない状態というものは、単に厚生省だけの問題では解決しません。だから、勢い新増設はうんと強い規制をやつて、また工場が伸びようと思つたら、事業自体が伸びようと思つたら、疎開していかなければ伸びられない、こういう条件を作らなければだめだと思ひます。ところがそういう意図のもとに工場の制限というところの法律が出されておるが、五百坪までは認められておる。さらにまたこの法律ができたのが三十四年でございまして、その当時からずいぶんあつたところの工場というものは、それから後は敷地さえあれば、その敷地の中には無制限に工場を大きくしていける、こういうことになっておつて、これは全く何のためにこの法律ができておるのか、わからない。十分に目的は達せられない。これは売春防止法と似たような法律だ、こういうふうなことが言われてゐるわけでありま。だから、企画庁の方では、この法律をどういうふうにしていこうかと思ひます。この法律はこれまでいいの、あるいはまたこれは何とかもつと規制を強化しなければならぬ、こういうふうにお考えになつていらつしやいますか、大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○藤山国務大臣 企画庁として日本の経済の進路を考え、総合的な国土開発を考へておられます立場から申しますと、今日のような、たとえば東京過大化といふことは、経済の活動におきましても、もはや限界が来ているのでは

ないか、まして社会全般の生活の上に及ぼす影響も相当大きいのではないかと、でありますから、この点は政府としても考えて参らなければならぬわけでありまして。民間がすでにたとえ第一生命は本社を神奈川県足柄郡に移すというような計画があるが、むしろその方がいいんじゃないか。あるいは有楽町に集まって新聞社の方々は、あそこ集まっておったのでは夕刊の発送がおくれるから、むしろ新宿であるとかあるいは池袋であるとかに本社を移す方が、取材の関係からいってもテレビ・タイプその他が使われるので、夕刊を上げると送るといふのは、あつちで困るといふふうなことをあつちで考えておられておるんで、たとえば豆腐屋の業者が集团的に秋田に移動しようじゃないかというふうな、民間でも、すでに今日以後の経済活動というものがこう過大都市化してくると非常に困難になるといふ事情を了解しておられるわけなんです。ですから、政府としても、そういう面から見まして、過大化の防止というふうな問題についてはやはり相当真剣に考えて参りますことが、今後の政治の上で必要だと思つておられます。各省それぞれ御担当の部面においてその施策を考えておられるように考えておりますけれども、われわれ全体の経済の運営をはかるもの立場からいいますれば、さらに各省に対してそういう意味の要望を申し上げて一つ御協力を願いたい、こう思つております。

○岡本(隆)委員 なるほど一部にはそういうことを考えている企業もございす。たとえていえば洋服屋さんか何かが埼玉県かどこかへ移転するというふうなお話も先日新聞で見ましたが、そういうふうにより自主的に疎開していくという人たちが一部あるのです。しかしながら、自然にまかしておいたのでは、とてもこの問題は早急に解決することはできない。かりにただいまお話しの新開社が有楽町かいいから新宿へ一部疎開されまして、それはやはり東京都内の問題です。疎開されたあとへはまた何か別のオフィスができるに違いない。だから、そういうことになりまして、必ずしも期待するような効果は上げ得ないと思つて。一体この工場の規制の問題は、このままでもいいとお考えでございましょうか、あるいはこれは何とかしなければならぬのだというふうにお考えでございましょうか、通産省の御意見を承りたい。

○馬場説明員 いわゆる東京とか大阪とか既成の大工業地帯では、ただいまお話しのごさいますように、いろいろな交通問題その他社会条件そのものの隘路が非常に目立っております。ほかにも工場立地条件自体といたしましては、たとえば用水の問題、あるいは地盤沈下の問題、あるいは工場用地そのものが非常に少なくなつて高いというふうなことで、これから新しく大規模な工場を建てますのにつきましては立地条件というものが、ごらんのように非常に悪くなつております。しかしながら、こういう地域にはすでにたくさんある工場がございまして、この既存の工場自身がある程度その場で増産をしていく、能率化をしていくという活動は当然あるわけでございます。それに對する必要な補完投資と申しますか、最小限既存の工場が順当に生産を伸ばしていくということは、いづれにしても必要かと思つてますが、これ以上に積極的に新しい大きな工場をこの場所にたくさん入れていくというものは、もう物理的にもある限界にきております。むしろこれからは、この法案で問題になっておりましたような新産業都市の新しい工業地域というものを積極的に伸ばしまして、そちらの方にこれから伸びる生産の大部分を付加してもらうというところが最も必要かと存じておるわけでございます。

○岡本(隆)委員 現在の既成の工場は、やはりある程度伸びる余地を認めてやらなければならぬ、だから現在のままの法律よりやむを得ない、こういうふうな御意向のようでございますけれども、そういうことで、かりに、工場の敷地の中で今まで平屋だったものを、たとえば立地化して、それでもってその工場の延坪数をふやしていくというふうなことも可能でございませう。そういうことになりまして、やはりその工場は、疎開していくよりも、むしろその残つておる敷地にもっと増しをする、あるいは平屋で使つていたものを立地化して、よりその規模を大きくしていくというふうな形でもって、東京というものは、これは産業と人口の過度の集中というものを排除するどころか、まだまだこれからいろいろ文明の利器を利用して、さらにまた法の盲点を縫うて、ますますその企業としては国としてやらなければならぬ大きな方針と逆のコースをとっていくというところが懸念されるわけでございます。だから、当然通産省も、従来の単純な業者の保護というふうな甘い考え方よりも、もっと大局的な見地に立つて、日本の国の産業全体をどう育てていくか、もっと健全な雰囲気の中で健全に伸びていくような指導方針をお出しになるべきである。また現在の日本の大都市の過密状態はもうそういう時点にまできておると思つてございすけれども、あなたの方のお考えというものはどうも情性に押され過ぎるのではないかと。その一番の適例が地盤沈下の問題であると思つて。地盤沈下の問題に關して、今度ビル用水の規制の法律が出ようとしております。ところが、あんなものではだめじゃないか、工業用水も規制しなければだめじゃないかというふうな声が出まして、通産省は頭として工業用水の汲み上げ規制には踏み切ろうとなさらない。何か今話し合ひの模様でございすけれども、それがどの程度まで話し合ひがついておるのか。それとも、もう工場自体が沈んでいく、産業自体が、地盤沈下によって、もしこのまま放置するならば減んでいくのだという観点になれば、ここまでできたところの地盤沈下問題に終止符を打つべきだ。また工業用水の汲み上げも規制すべきだ。通産省としてもこういうようなところまで踏み切つて、ビル用水の規制と同時に工業用水の汲み上げ規制もやるといふ方針をおきめになったのか、その辺のところを一つあわせて承つておきたいと思つてます。

○馬場説明員 私先ほどお答え申し上げましたのが、あるいは言葉が不十分であつたかと思つてますが、既成の工業地帯の立地条件が非常に悪くなつておりますので、これから新しく工場を建設していくという余地は、あるいは物理的限界にきておる状況にまで近いんじゃないかというところであります。しかし、一方、ここには従来から立地をしておりました既存の企業が、狭いながらもその場所である生産を能率化し、生産を伸ばしていくという余地も残つておるわけでございます。その面に必要小限の補完投資というものはやはり最小限において必要であらう。しかし、これ以上は積極的にこの場所で大規模な増設とか新設とかいうことをやるために、非常に非能率な大きな投資をいたしまして、これを積極的に推進する必要は、毛頭ないかと存するわけでございます。それから、ただいまの用水の汲み上げによりまして地盤沈下という問題は、これはもちろん工業の立地条件そのものを悪くする問題でございす。さらにもっと広く考えれば、その地域全体の社会条件を悪くする問題でございすので、これは、その必要に応じまして、たとえばビルの地下水の汲み上げというものにバランスして、工業用水の汲み上げということにもし不十分な点がございましたら、必要限度にこの用水の汲み上げを規制すべきものであるというふうなことを考へるわけでございます。

○岡本(隆)委員 ビルの規制にバランスしてという意味を一つ御説明願ひたいと思つてます。

○馬場説明員 御承知のように、大都市の地盤沈下のおそれの多い地域に對しましては、現在地域を指定いたしました、いわゆる工場の工業用水を地下水でくみ上げることにつきましては、現に工業用水法という法律によつて一定の規制が行なわれておるわけでございます。一方ビルの地下水くみ上げにつ

きましては、ただいままでのところそういう法規制がなかったわけですが、最近地盤沈下の問題というのとに関連をいたしまして、このビルの地下水くみ上げの規制につきましても、いろいろ検討が進められておるうちに私どもは伺っておるわけでございます。工業用水のそれと相関連いたしまして、工業用水のくみ上げにつきましても、これと十分均衡を保ち、不公平のないように、工業用水の従来やっておりました規制の方向を再検討すべきであるということをお願いいたします。

○岡本(隆)委員 建設省にお尋ねしますが、ビル用水の規制の吐出口は幾らあるのでしょうか。それから、通産省にお尋ねしますが、工業用水のくみ上げの吐出口の規制は何インチでしょうか。一つ両方並べて承りたい。

○關盛政府委員 ただいまのお尋ねは、住宅局で所管をいたしておりますので、私からお答え申し上げます。御了承願いたいと思っております。

○岡本(隆)委員 今、資料を私も持っておりますので、数字を忘れましたが、ビル用水を今度規制しようとして吐出口の口径と、それから従来から規制されておる工業用水とは数倍の開きがある。非常に大規模なものまで工業用水では認められておる。今度はビル用水規制が小さなおきまで規制を強くしよう、こういうふうにしておるのです。ところが、幾らビル用水を規制いたしても、現実に東京都でも大阪でも、工業用水としてくみ上げる地下水というものは、くみ上げ地下水の六、七〇%を占めている。いわば

地下水のくみ上げのほとんどは工業用水だ。だから、大阪などでも、すでにもうその工業を経営しているところの経営者自身が、みずからの自滅行為だから、規制をされてもやむを得ない、こういうようなことを言っておる状態なんです。にもかかわらず、通産省の方ではなぜか工業用水の規制というものに踏み切れないのは、私たちにふに落ちないのです。業者みずからがあまりに観念しているのです。このままくみ上げたら自分たちの事業の基盤が沈んでいく、しかもそれは大都市そのものを沈めていくのですから、これは社会的な問題です。だから、企業自体がもうやむを得ないというふうな観念しておるのに、通産省の方で頑としてそれに抵抗しておられるというふうな、われわれには見受けられるのでございまして、それはいかなる理由に基づくものですか。その辺のところを御説明をお願いしたいと思います。

○馬場説明員 工場が、それらの地域におきまして、必要な工業用水を地下水で従来まかなっておったわけでありまして、この地下水のくみ上げを全面的に禁止をするというようなことは、現にそこで生産を続けております工場の生産を全然現在以下にしてしまふ、あるいはほとんど生産ができなくなってしまうというふうなことになると思います。いろいろな問題が多いかと思ひます。しかしながら、そういう立地条件というのは、全体のものでございまして、やはりその地域の地盤の沈下の状況に應じまして、従前ある一定の規制を行なっておりますが、さらにかりにこれで不十分であるという場合に、その規制を全体の立地条件にとりあ合

わせまして、これを再検討を加えるというところにつきましては通産省は十分考えておるつもりでございます。

○岡本(隆)委員 この問題はきょうの本筋とは少しはずれておりますから、私はこの程度にしておきたいと思ひます。しかしながら、工場の新増設の規制というものがあまりに甘過ぎる。日本は五、六百坪まで認めておるが、ロンドン、パリではすでに数百坪くらい程度の度までより認めておらないというふうな点も、あなた方はあわせてお考えになって、国としてこう進むべきだ、こういうふうな指導すべきだ。国民を指導し産業を指導していくというのが政府の立場だ。もっと大局的な観点に立つて再検討を加えていただきたいと思います。このことを特に要望いたしておきたいと思ひます。

そこで、本題に返っていきたくと思ひますが、この産業と雇用の適正配置に関する法律案では、大中小の拠点を作っていく、そしてそれによって産業の適正配置をやるというふうな考えの模様でございます。それでは大拠点地区というのはいかなる構想を持ったものであり、中拠点地区というのはいかなる構想を持ったものであり、小拠点地区というのはいかなる構想を持ったものであり、港灣あるいはその他を伴ったところの、コンビナートなんかを誘致するような地帯である、こういうふうな思ひますが、そういうふうなものとして構想しておられるか。中拠点地区というのはいかなる程度か。藤山さんの構想によりまして、この拠点地区となるべきところは、どうも臨海地帯に主眼が置かれておるというふうに思ひますが、そうしますと内陸地帯は一体どう

なるか。内陸地帯にある程度工場を吸収し得るような地点、たとえていえば信州、長野付近であるとか、あるいはまた滋賀県であるとか、やはり内陸地帯にも立地条件から見てある程度の産業を吸収し得るような地域は相当あると思う。そういう点が政府案ではどう取り扱われているか。まず井手さんから先に……

○阪上議員 お答えいたします。われわれの考えております法律案では、大拠点は、御指摘のありましたように、やはり臨海工業地帯というものを考えに持っております。しかし、それは既成の四大工業地帯以外の地域、こういう考え方をいたしております。主としてこれは重要産業、基幹産業を主体とする地域開発に持っていくべきだと思います。なお、人口段階等につきましては、よく百万とか百五十万とかいっておりますが、そういうものは人口段階としてはわれわれは考えておりません。先ほどもお話がありましたように、広域経済圏として考えております。従って、政府案にありまふような合併を前提条件とするようなもの、考え方はいたしておらない、こういうこととあります。それから、中拠点につきましては、これは主として内陸でございまして、数カ市町村を経済圏とする地域であります。大体おおむね一都道府県に、二、三カ所というふうな考え方になっております。小拠点につきましては、これは主として農村等を中心とした経済圏であります。従いまして、そこに持参する工業立地、産業立地は主として第一次産業に付随するところの加工業、こういったものを中心として開発していきたい。こう

いうような方式をとりました理由は、先ほどもちょっと問題がありましたが大都市への集中を排除するため、抜本的には新都市を建設しなければなりませんけれども、これはきわめて高価なものになります。その集中排除には人口十萬、二十萬の都市を作るということになると、莫大なものになる。従って拠点々々を開発していく、大都市の周辺、内陸方面、それを再開発していくことによって大都市の集中排除もあわせてやっていく、従って大都市からはできる限り遠距離をやりたい、こういう考え方でありまして、

○藤山国務大臣 ただいま日本の地域開発そのものの現状を見ておられます。一番大事な点が二つあると思ひます。一つは先ほど来御指摘の大都市における集中排除でございます。これにかわるべき拠点地域を作つて、それを中心にして一つの経済的な発展をはかっていくという、いわゆる経済圏的な発展をしていかなければならない。これが第一の場面だと思ひます。もう一つは、地方におきまして低開発地域の開発をどうしても促進して参らなければならぬのでございまして、これが地域格差あるいは国民生活において収入を地方的に上げていく必要があると思ひます。従つて、政府といたしましては、低開発地域における開発方針をすでに御決定をいただきました法律に従つて進めていく。この二つが当面の非常に重要な問題だと私は思ひます。従つて、その中間にありまふいわゆる中都市、現在すでに自立はいたしておつて、将来の規模として発展はしていきますけれども、しかし今すぐ政府が手を貸すという場合には、

やはり低開発地域の方に手を貸していくべきじゃないか。そして拠点と今の自立をいっしょにつける都市との間を結ぶ、またその自立しつつある地方の都市と低開発地域としてのいわゆる小さい町村、そういう方面の開発を、工業促進をやっていく、その工業促進の内容は、たゞいま社会党の方が言われましたように、あるいは地方における農産加工物を中心にしたものもございましょうし、あるいは、先ほど来申し上げておりますように、たとえば天然ガスが出るから東京の豆腐球の業者が秋田に行こうというふうな、そういうものが低開発地域に移っていくことができるわけでありまして、その二つの点が非常に重要でございますから、さしあたり政府としてはそれに力を入れてやっていく、こういうことでこの法案ができておるわけでございますし、低開発地域の工業促進法ができておるわけでございます。

○岡本(隆)委員 それでは藤山さんにお尋ねいたしますが、この第二条にいうところの区域の指定の広さというものは、われわれはどういうふうに理解をすればいいのでしょうか。たとえば今のお話を承りますと、社会党の言うところの大中小に区分された三つですね。従って、これは全国に大拠点があり、そしてまたそれとかなり離れたところに、その条件に応じて中拠点、小拠点というものを全国的に散布させるというふうな構想のように聞こえます。それから、藤山さんの話を承りますと、政府案というものはある程度の大拠点主義でいいこう、そうすると、その後背地域というものがまたおのずから自然発生的に繁栄し、そこに産業が

分布していくであろう、こういうふうな構想のように承れるのであります。が、そのような理解でいいのでございましょうか。

○藤山(山)大臣 拠点構想と申しましたも、そのこと自体は、人口を何十万、何百万にするとか、あるいは工業規模をこうするとかいうことだけにとらわれておるわけではむしろございせん。今の海陸輸送の便益、その他労働需給の関係、あるいは地方の開発の拠点となるべき状況にあるかないかと、そういうようなことがむしろ問題になるわけでございます。そして、そういう点に力を入れまして、新産業都市ができて参りますと、おのずからその経済圏と申ししますか、必ずしも行政区画とは一致しておらないと思ひますけれども、その経済圏全体の方が加わってくるというふうなことになるわけでございます。そして、それが一つのねらいだ、そしてそれ以外の、今まだ非常に低開発であつて、そして経済的にも困つておられる地方に対しては、低開発地域工業促進法で補つていく、将来余裕が参りますれば、そういう中都市の設備その他に、ついても考えていく必要がございまして、そういうけれども、さしあたり二つの問題が非常に大きな問題でございまして、政府としては特に力を入れていく、こういうことでございます。

○岡本(隆)委員 そうしますと、どういふふうに承りまして、やはり大拠点——将来相当大きく産業が伸びるの点——であらうというふうな条件を備えたところに、いろいろな先行投資をやつて、そこへ民間投資が集まつてくるのを待つ、そうすると今度はこの大きな拠点を中心に後背地域が発展して、大

きな経済圏というものが、全体が発展していくのではないかと、こういうふうな構想に承れるのでございまして、そういういたしますと、自治省にお伺いたしますが、地方制度調査会が新産業都市建設促進法の構想を承ったときには、全国的に百万都市、それから五十万程度、三十万というふうな三段階のなを散布させて、その地域の発展をはかつていくのだ、こういうふうな構想のように承つたのでございまして、その後政府の方針というものは変更になつたのでしょうか。あのときの御説明と今の藤山さんの御説明とはかなり異なつた考へ方の上に立つようになつたのでございまして、その辺を承りたい。

○山本(明)委員 自治省が当初構想したておりましたいわゆる基幹都市という構想の中におきましては、たゞいま先生の申しやりましたような構想が非常に強く入つてあつたのでございまして、政府におきまして、いわゆる新産業都市というものを各省の意見調整の上に出して参りました現段階におきましては、やはりいわゆる拠点主義でございまして、大中小それぞれあるだろうと思ひます。当面新産業都市の對象にいたしまして、この所得増計画に合わせまして、この公共投資の額の問題もございまして、従つて、重点的、集中的にそういう都市を建設していくのだ、このようにわれわれは了解をしておる次第でございまして、

○岡本(隆)委員 あつて質問者が残つてゐるようですから、それでは簡単にもう少し聞かしていただきたいと思います。

大体わかつて参りました。そうすると、産業と雇用の適正配置に関する法律案は、大体全国的に開発拠点をばらまきたいというふうな考へ方であり、それからまたこの新産業都市建設促進法案というの、いわゆる大拠点主義であるということがわかつて参りました。

もう一つお伺ひしたいのは、私参らなかつたのでございまして、先日の地方制度調査会に出席した方の話を聞きますと、岡山の開発が議題として取り上げられておつた。何かすでに岡山がこの新産業都市建設の一つの候補地として、政府ではもう決定しておられるかの印象を受けたというふうなことでございまして、そういうふうなことであつたの会議が行なわれたのですか、それとも、いかなる理由で岡山というものが地方制度調査会で大きく問題として取り上げられたのか、その辺を承りたいと思ひます。

○山本(明)委員 地方制度調査会が現在当面の問題として検討いたしておりますことは、この新産業都市を建設する場合の事業につきまして、国と地方の責任を明確にいたしたい、こういう考へ方が第一点にあるわけでございます。そこで、審議会の委員さんたちとしては、現実具体的などういふ事業があるのかというふうな問題について検討したいという話がございました。そこで、私の方でいろいろ調査をしておりますけれども、私がたまたま行きましたところから岡山の水島でございまして、私が現地を見ておりますから、お話をします際に何かと便利である、こういう意味合いで先般御説明いたしましたところが、さらに具体

的に問題を突つ込んで聞きたいということもございましたから、岡山県の方から係の者に来てもらひまして、一緒に御説明したという経緯でございまして、従つて、これが直ちに新産業都市の對象に考へておるという意味ではありませんで、事業の具体例を聞きたい、こういう問題から一例として御推薦申し上げて御検討願つた、このように御了解をお願いしたいと思います。

○岡本(隆)委員 産業と人口の適正配置をやっていくのは、やはり国の責任において、国が自主的な立場に立つて行なわなければならないのです。やはり主権は国が持たなければならない、こういうふうなことは私に思ふのです。ところが、この新産業都市建設促進法案では、もちろんそういうふうな国がみづから積極的に乗り出すこともできるといふふうなことはございまして、しかしながら、大体の基本方針としては、都道府県の知事の申請を待つ、こういうことになっておりますが、そういうふうなことで、私は国が責任ある配置体系はとれないと思ふのです。そこで、何か国としても、もちろん都道府県がいやがるものを押しつけるといふような気持はないでしようけれども、一定の考へ方、日本の国土全体から総合的に見て、どういふふうな開発をやっていくのが一番いいか、これは国土総合開発の法律から、あなたの方もそういうことは企画庁において十分計画はされておると思ふのです。だから、企画庁においてされた基本的な方針に基づいて、この促進法ができ、またこの促進法を実施する場合にも、実施段階においては、そういうふうな計画というものは、すでに持つておられ

なければ私はいさだと思つたのでござい
ますが、そういうふうな腹案を今お出
し願いたいというのではございませ
ん。しかしながら、腹案をお持ちに
なつての上のこの法律案の提案なの
か、あるいはそういう点についてはま
だ白紙でおられるのか、その辺のこ
ろを承りたいと思ひます。

○藤山国務大臣 新産業都市を作りま
す場合に、地方の協力と地方の意欲の
盛り上がりが必要で、かりに政府が
一つの地域を指定したとしても、十
分に目的が達成されないことはわか
りただけだと思つたのであります。従
いまして、各地方からのそういう意欲
による申請も受けることが私は必要だ
と思ひます。しかし、国土総合開発の
見地から拠点的な問題としてこれを
扱つて参ります以上、企画庁自身もあ
る一定の考え方を持つこともまた必要
でございまして、また審議会等につか
へます場合に、これは議決を願うわけ
でございまして、その場合に、地方の
申請に対して、企画庁としてどうい
う考え方を示すかということ、その際
に明確に申し上げなければならぬとい
ふでございまして、そういう点につい
ては万遺憾なく準備をいたして参りた
い、こう存じております。

○岡本(隆)委員 地点がどこになるか
よくわかりませんが、しかしながら、
国土の均等な開発、また国内に均等に
産業を配分するというふうな構想から
参りますならば、たとえば、北海
道、東北、あるいは東海、近畿とい
うふうな、ある程度の経済ブロックと
言うか語弊があるかもしれませんが、
先ほどのお言葉の経済圏でございま
すね。この経済圏というものを構想に置

いておられるのではないかと。その経済
圏を構想に置き、その中におけること
の拠点というものをどこにするかと
いうことが問題になってくるのではな
いかと思つたのでございまして。この経済
圏ぐらゐは、およそどのような経済圏
でというふうなことは当然考へておら
れると思つたのでございまして、そうい
う構想をお示し願ひたいと思ひます。

○藤山国務大臣 御承知のように、国
土開発計画というものがございまして、
同時に、衆議院で御立法なさいました
特別地域開発の立法もございまして。従
いまして、それらのものにもらみ合
せて参りますことは、当然やつて参ら
なければならぬこととございまして。た
だ、たとえば先ほど申しましたよう
に、今の行政区画だけで考えられるか、
あるいは今のような東北、関東とか、
あるいは北陸、北陸とかいうような
もの境が必ずしも明確に決定できない
場合もあるかと思つたのでございま
して、そういう点は十分な考慮をして参
らなければならぬのじやないか、こう
思ひます。

○岡本(隆)委員 ただ私がこの法案で
おそれることは、この法案が通りますと
その指定を受けるためのものすゝい陳
情書があり、地方が非常にむだな努
力をやるのではないかと、そうしてこの
中でまたいろいろ不明瞭なことが行な
われるのではないかと、こういうふうな
ことをおそれますので、こういうこと
を承るのでございまして、どういふこと
で、大体どこにおのずから落ちつくで
あらうかということが、すべての人にわ
かるようになって参ると思ひます。
そこで、次に井手さんにお伺ひした

いのでございまして、このあなただの方
の第二十三条に、電気料金の特別措置
というところがうたれておりますが、
これは、営利会社であるところの電力
会社に対して、電気を低廉に供給せし
めるといふふうなことを要求してら
れる模様でございまして、これはいか
なるお考えに基づいたものでありま
すか。はたして電力会社がそれに応ず
るか応じないかという問題があると思
ひます。その次に、またどの程度の
減額を考へておられるか、また減額せ
しめた場合に電力会社に何らの補償を
なさるおつもりなのか、そういう点を
承りたいと思ひます。

○井手議員 工場誘致という場合に、
きめ手にもなろうと思はれるのは電気
料金でございまして、御承知の通り、
電気料金的高低が生産コストに非常に
影響が大きい。企業家にとっては非常
に関心が深いものでございまして、非
常に何となく工場誘致の実現をはかる
とするには、電気料金が安いというこ
ろに魅力を与えなくてはならぬと思
ひます。例をとりますと、現在低開発
地域といわれる九州は、先般の料金引
き上げによつて全国一高いのでありま
すから、こういうところのいかに国が
努力をいたしまして、指導をいたし
まして、工場が分散するあるいは誘
致できるというわけにはいかないの
でありますから、何とかして電気料金を
安く供給しなくてはならぬと考へて、
二十三条に一条を設けたわけでありま
す。

それではどうするかということにな
りますが、それはやはり全国平均を上
回らない、できるならばそれよりも下
回る料金で供給をしたい。しかし、簡

単に営利会社が引き下げを行なうもの
ではございせんから、もちろん補償
というものを考へなくてはなりませ
ん。その補償が現在の法規でできるか
どうかは相当研究を要する問題であ
ります。しかし、政策料金というこ
でこれは認可制度でもございまして、
その面でもできるかと思ひますが、必
要があれば別に法律をもつて定めたい
と考へております。その際引き下げ
されたものについては国が補償をする
。しかし、欠損になつたから直ちにその
分だけ申請に基づいて補償するという
の面についてもやはり国が監督をして
いくということが必要であらうと思
ひます。その際、やはり今までの幾つ
かの体系を考へて参りますと、電気料
金を引き下げていくことが非常に大
事であるというのを考へまして、こ
こに一項を加えたことを特に申し添
えておく次第であります。

○岡本(隆)委員 この地域開発の構想
というものは、一応公共的な先行投資
をやつて、工場などの民間資本を集
めて、そこへ民間投資を集める。そ
うしますと、相当な先行投資という
のを行なつて、それから相当長期間工
場が集まるのを待つというふうな仕
事になってくると思つたのでござい
ます。大体どの程度の規模の先行投資
が政府としてはお見込みになつてい
らうのか。たとえば道路は十カ年計
画でもって何兆何千億、あるいはまた
治山治水には何千億というふうな一
定の計画が政府としてございまして、
これだけの産業の適正配置というこ
をお考えになる限りにおいて、これは非
常に先行投資というものが必要でござ

います。従つて、そのような先行投資
の必要な計画を發表されるについて
は、そういうふうな財政的な裏づけの
構想というものがまたあらうかと思
つたのでございまして、どういふふう
な規模のものを構想としてお持ちであ
りま
しょうか。

○藤山国務大臣 まだ御承知のように
新産業都市としての指定を決定いた
して参りませんので、ただ計算をいた
すことはいかかと思ひます。むろん新
産業都市が決定いたしますと、従来の
たとえば道路計画、それに對してどの
程度のその新産業都市との連絡、ある
いは新産業都市ができたために、その
道路の幅員を広げること、そういうい
ろいろな問題は、新産業都市が決定し
ておのずから決定されてくることで
ございまして、そういうものがきま
つて参りますれば、従来の道路計画
を港灣計画に對して、どの程度のプ
ラスを先行投資をしていくかという
ような問題が、その際に大体の目安が
きまつていくことになると思ひます。

○岡本(隆)委員 なるほど雲をつか
むような話だ、こういうふうなことで
ございまして、お互いにそれは雲をつ
かむような話だといふことはわかつて
おるのです。だから、今正確な数字と
してそんなものを提出して参りたい
と思つて申し上げておるのではない
と思ひます。しかしながら、大体一つ
の拠点都市を作るために、その間を結
ぶ連絡の道路であるとかいうふうな
ものは、また国土縦貫自動車道路の
建設とかいふふうなものもあること
でございまして、これは除外いたしま
して、間接的な投資でなしに、その地
域に對す

る直接の投資、たとえていえば工業用水道を作るのはどれくらいかかるとか、あるいは工業用水を含めた上下水道のなにはどうなるのか、あるいはその地域だけの道路、港湾について今後どうなるかというような、一つの開発拠点を作るのにはおおよそ何千億くらいかかるのではないかと、ある程度持っておられるのではないかと。しかもそれを幾つくらい作れば、規模はどの程度に置かれるかは別として、大中小幾つかを持っておおよそどれくらいになるのではないかと。さういふことを置いてみて、しかも日本の現在の財政状況から進めて何地点作れるのか、そういうようなことくらいはおおよそ試算してみるのでなければ、言ってきたものの中のいいところだけ何ほども作るのだということになれば、予算はべらぼうなことになるのであります。あるいは予算とにらみ合わせてやってみていくのだということになれば、一拠点作るのには平均どれくらいかかる、そしてまた財政規模はどのくらい先行投資にあれを見込んでおられるのかということになれば、何拠点作れるのかということもわれわれ理解できるのです。こういうものを示していただかないと、ただ法案だけ出していただくと、国民は非常に大きな疑義を持ちます。おれのところもやってもおれのものではないか、おれのところもやってもおれのものではないかというので、ものすごい競争が出てくると思うのであります。だから、政府としては、おおよそ十年間に何千億投資をする、あるいはまた一拠点に対して平均どれくらい投資を考えておる、こう

いうふうな考え方を示し願いますと、新産業都市建設促進法の大体の構想がわれわれにわかって参りますが、それを一つ御説明願いたい。

○藤山国務大臣 大体の構想といましても非常にむずかしい点がございますので、むろんお話しのように指定された新産業都市の条件によりまして、その地方にすでに国道改修工事が行なわれる、あるいはいわゆる高速道路がすでに計画されておるその近くであるとかいうような状況の際もござい

ます。また、港湾等につきましても、ある程度既設の港湾を整備しているところを指定されるのか、あるいは先ほど申しましたように、今の科学技術からいけば、港湾の設備は浚渫等によってできる場合もございします。そういうこととでございしますから、先行投資を今幾らに計算するかというようなことは非常にむずかしい問題であって、ただ単にここで一都市当たり一千億要ののだとかんたかというふうな簡単なことを申し上げるものであれば、それは簡単でございしますけれども、そういうことを申し上げてもむしろ御参考にならないのではないかと。われわれは財政需要とあわせて考えて参らなければならぬことはむろんでございます。従いまして初めからそう多くの都市を指定しようとは考えておりません。しかし、指定された都市については十分力を入れて、そして育てていきますように持っていくかなければならぬ。また指定そのものが全国全部を一齐に同一期日に指定する必要も必ずしもないのではないかと、私はこう思っております。ただ国民の皆様は十分了解していただきたいことは、今まで申し上げたような線に

沿って、地方の方々にどこにでもたくさんできていくんだ、何十とできていくんだということでないことだけは、十分な御理解を得ておきたい、こう思っております。

○岡本(隆)委員 これは、最初私も新産業都市の法案を地方制度調査会で承りましたときには、大中小、いろいろな規模のものをあちこちに散布するという構想のような、そう数多いとは思いませんでした。しかしながら、少なくとも二十、三十程度はできるんじゃないか、こういう印象を受けるような説明を受けて参りました。また、さういふふうな考え方が相当流れておると思うのです。ところが、たゞいま長官から承りますと、もうこれは全国数拠点というふうなことより可能性はない、こういうふうな思われまします。また、その指定を受けた地域の周辺というものが、自然発生的にその後背地として伸びていくであろう、こういうふうな御構想のようでございますが、これは相当さういふふうな政府の構想というものをばっちりさしていただいております。と、各地方都市というものは、やはりどの都市も、いかに自分の立地条件というものが貧弱なものであらうとも、伸びたいという意欲においては同じであります。だから、伸びる可能性があるかもしれない、おれのところも何とかなるかもしれないというふうなところは、夢を抱き、そしてまた非常な陳情合戦というふうなことになる、いろいろおもしろからぬことも出てくる

と私は思いますので、その点、政府の方で指導を誤らないようにしていただきたいと思ふのです。

○早稲田委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 この法案は、手続の問題を主にしまして、いろいろな質疑を聞いておりましたも、めくらが象をなでるようなものであるかというところが非常にわかりにくいと思ふのです。長官が――委員長、私は経企長官だけに承らうと思っております。ほかの方には承る必要はありません。長官はどうしたのですか。

○早稲田委員長 ちょっと速記を待たせて下さい。

○早稲田委員長 速記を始めて。

○玉置委員 質問者が出ておいて、委員長の許可なしに大臣が勝手に席を立ててしまふということは、まことにけしからぬと思ひますが、委員長、どうお考えになりますか。

○早稲田委員長 十分注意いたします。

○玉置委員 議事に協力いたします意味で、長官にだけ四、五点伺ひしたい、こう思ひます。

先ほども申しかけました通り、この法案は、手続その他を主にいたしましたし、内容が実はつきりいたしません。各委員に対する御答弁にも、地方長官からの申請があり、審議会できめてからでないか、いろいろなことが具体的に言えない。まことにごもつともとは思ひますが、われわれがこれだけの重要な法案を審議するには、非常にし

にくいのです。政府の方でさきに出された低開発地域の法案といい、これといい、所得倍増計画によりまして、受けやすいような問題の法案をたくさんお作りになります。中身は非常にわれわれとしては審議しにくいようなものばかりです。そういう意味で、今後一つ十分資料をいただきまして審議を続けたい。きょうは長官がおいでになりますので、三つ、四つ伺ひしておきたいと思ひます。非常に簡単に申し上げますので、簡明にお答えいただきます。

この法案を見ましても、いろいろ書いてありますが、一番初めの、大都市における人口及び産業の過度集中の防止というところは、ここに至ります四者の各草案にもほとんど同じことがうたててあります。このことは一番重点を置いておいでになるように思ひますが、先ほど来いろいろお話がございした通り、この新産業都市法案ができました実が実ります。に、あるいは五年、十年かかると思ひます。その間どんどんこの過度集中が続いていくと思ひますが、これについて思ひ切つて排除する何らかの措置を講じなければ、水の問題を見ましても、あるいは交通の問題を見ましても全く行き詰まっております。これについて、思ひ切つた抜本的な措置を同時に講じなければ意味がないと思ひます。そういう意味で、そういう具体策を近く提出する御意思があるかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○藤山国務大臣 この問題は当面喫緊の問題でございまして、従つて、川島国務大臣も、官庁の疎開と申します

か、官庁都市の設立というような問題を提起して、ただいま御研究になっております。われわれとしては、非常な重要な問題でございますから、そういう問題について、政府が十分今後方針をきめて進めていかなければならぬ問題だと考えております。

○玉置委員 これに関連いたしました、行政機関あるいは文教機関と申しますか、その疎開とか、あるいは東京湾へ東京都が進展するのとか、あるいは首都の移転というようなことまで、民間その他有識者からいろいろ提案がなされておられるわけでありまして、こういう問題を官庁だけで私は考えていくのは無理だと思っておりますが、民間有識者も入れまして、思い切った調査審議機関というものをお作りになるようにお考えになるかどうか、経企庁長官としてのお考えをお述べいただきたいと思っております。

○藤山国務大臣 この問題は、直接経企庁が取り扱うべき問題とは今日の段階では考えておりませんけれども、しかし、日本の経済発展あるいは国民生活の向上、先ほど来申しておりますような生活改善というような面から見ましても、非常に重要な問題でございます。日本の経済運営の一つの支点でございます。従って、企画庁としても、この問題については、十分意見をまとめて、そして各担当関係に申し上げたい、こう考えております。

○玉置委員 そこで、新産業都市法案であります。先ほど各委員からも御質問がございましたが、国土総合開発という点から見ると、新産業都市大拠点というだけの問題で、日本の経済の発展を望むには、少し無理だ。

従って、これはこの問題といたしまして、そういう総合的な法案なり具体策を同時に一つ御説明いただかなければいけないと思っております。またそういうお腹もあるのではないかと。ちょうど十年前に国土総合開発法ができました。昨年の夏よりよくその具体案、草案をお作りなされた。この点につきましては、社会党案の方が若干詳しく説明されております。それにつきまして、そういった国土総合開発法によつて、この大拠点でないいろいろなところをどうしようという構想で政府は考えておられるかどうか、やがて出てくるのではないかと思っておりますが、そういう御意図があるかどうか。

○藤山国務大臣 先ほど申し上げたと思いますが、国土総合開発計画を策定いたしました。四月中にはこの草案が確定することになると思っております。各方面の意見を聞いて、草案を若干修正をいたしております。そして、それが確定いたしますれば、その線に沿つて今後の全体計画を立てて参るわけでありまして、それとそごし相反するような条件はとって参りたくない、こう考へておられるわけでありまして、従いまして、新産業都市の問題につきましても、国土総合開発計画の中の拠点計画となつていくというふうに考へております。また、議院におかれまして立法されました地方開発の問題がございす。これらのものも全体構想の中に取り入れながら、やはり考慮をして参るべき問題だと思ひます。また、先般臨時国会で御審議を願つて成立を見ました低開発地工業の開発の問題も、国土総合開発の見地から見まして、低開発地をどうしてもやはりある程度力をつ

け、そしてその結果として国民生活の向上をその面はかつて参らなければなりません。それがやはり国土総合開発の一環として大きな力になつて参るわけがございまして、そうした意味における総合的な計画というものを持参りたいと思ひます。御承知のように、いろいろな地方開発その他の立法がございまして、審議会等も非常にたくさんございまして、これらのものである場合には、私、これはまだ個人の考へでございすけれども、それらの調査審議会というものは、国土総合開発審議会の中の一つの部会としていいのではないかと。そうして総合的に考へていくべきじゃないか。しかし、先ほど来申しておるように、必ずしも行政地区というものと経済地区というものとが必ずしも一致しておらぬ点もございすから、いわゆる行政的な地域を越えて話し合ひをしななければならぬ場合もございすので、そういう面が必要であらうか、こう考へております。

○玉置委員 三番目にお伺ひいたしましたのは、新産業都市を作ると申しましても、要は国及び地方公共団体が工業投資を集中的に効率的にやつていくというところで、新産業の拠点がございすことを促進し期待するということだと思ひます。そこで、とりあえず公共投資のできますつきましても、港灣の整備とか道表整備とかありますが、用地の確保ということが一番大事だ。用地の確保につきましても期待するだけじゃなくて、こういうところに指定されたところは、先般の土地収用法の強化されたもの、そういうものを適用するのだとかいうような何かの新しい機

軸がない限り、今の土地を求めることも無理であらうと思ひます。先ほどもお話ししました通り、地方自治体が申請をしたときに、もう土地の暴騰というものが起こり得るのではないかと。こういうものを規制していくような新機軸、あるいは先般の土地収用法を強化していくのを適用するとか、何かの形がないと、幾ら自由主義、資本主義の世の中とはいひながら、こういうものを期待するだけでは無理だと思ひます。そういう一番大事なところが抜けておられるのではないかと申すのですが、長官のお考えを一つお述べいただきたい。

○藤山国務大臣 この法律を作りました、一つの方向をきめて進めて参るわけがございすけれども、しかし、御承知のように、今日ままだいろいろな立法がございす。たとえば土地造成にいたしましても、農地としての土地造成を農林省がやっておられますが、でき上がったときには、それは工業用地になつてしまふというやうな場合も、率直に申してないわけじゃないのでございまして、そういうやうな面について、やはり新たな観点に立ちまゐつて、そうしてたとえは農地の造成として農林省がやっておられるものも、新産業都市の關係から見れば、これは工業用地の造成をすべきであるというやうなことも切りかえる場合もあるやうなことも思ひます。それらの点について、やはり今後各省間におきまして協調を保ちながら運営して参りまして、と、むだも起こつて参りまして、そういう点については、企画庁としても、この法案を通じて進めて参る上において、十分調整もいたして参らなければ

ばならぬ。また、必要がありますれば、新たに何らかの措置をして参らなければならぬ場合もあるかと存じます。

○玉置委員 それに関連いたしました、大体公共投資をいたしますときに、いわゆる工場用地を造成する場合に、必ずこれは国と地方自治体とそれから工業企業そのものと三つがあるところで、相互に関連し協力をせなければ非常に無理ではないか。しかも先行投資をやるやうな形になりますから、たとえば海面の埋め立て、そういう造成をするときには、ことにそういうことにならうと思ひます。従つて、全国一本化あるいは地域ごとかは別にいたしまして、それを効率的にやるためには、どうしてもまとめてやるやうな機関、できれば、外国に例がありますやうに、新産業都市造成公団と申しますか、というやうなものでまとめてやらせ、あるいは予算が来年、再来年つくやつを有効的に、前に開銀等の融資でやつておくというやうな工合のものが必ずできるのじゃないか、こう思ひます。であります、これに対するお考えを……

○藤山国務大臣 新産業都市を作ります場合には、関連してあります公共投資というものは非常に広いのでございまして、従つてそれ自体を扱います公団もしくは公社のやうなものを今作る、とがよいことになりまして、私どもはそれに対して疑問を持っております。ただ将来の研究問題としては十分研究して参る必要があるかと思ひます。

○玉置委員 それから四番目は、新産業都市を作りますつきまして、産

業の構造と申しますか、構成でござい
ます。新しいコンビナートのあれをお
考えになっておるのが相当部分になる
のじゃないかと思うのです。そういう
ようなときに、土地造成はいたします
が、望ましい産業が、しかもそれが関
連してうまく入ってくるようにするの
にはどうしたらいいか。でなかったら、
土地は造成しましたが、あまり望
ましくない、関連性の少ない産業が
入ってくるのを防止することはできな
いと思うのです。こういう資本主義、
自由主義の世の中なんですから、価格
に応じて土地を買収された場合は、こ
れを排除する方法がございせん。と
いうような意味で、望ましい産業を導
入するように特別に助成をする方法あ
るいはチェックする方法、これにつ
きまして何かの考えをお持ちになっ
ておられなければ好ましくないと思う
のですが、お考えがございましたら
ら……。

○藤山国務大臣 新産業都市を作りま
す場合に、何かコンビナート方式の工
業だけをそこに持っていくということ
ではないのでございまして、むしろ立
地条件のいかんによってそういうコン
ビナート方式の仕事が移っていく場合
もございまして、同時に大都會に
集中しております各種のものが並存し
て移っていく、あるいはこれから興り
得る新しい産業が移っていくというよ
うなこともあるわけでございまして、
必ずしも一つの方式にこだわるとい
う考え方はございせん。

○玉置委員 これを最後にしておきま
すが、その意味はよくわかるのです
が、今まで行き詰まって自由放任でや
りっぱなしにしておいたために、非常

に好ましくない状態が現出しておるこ
の過大都市を防止する意味でござい
るものが、また自由放任にしておきま
すと、同じことが二十年後に必ず起こ
るのじゃないか、こう思うのです。そ
ういう意味で、せっかくこういうもの
をおやりになるのだから、望ましい産
業の形態のあるべき姿というものを想
定されて、それに導いていく方法とし
てどういうことを考えればいいかとい
うことは、あなたの方の国土総合開発法
にもその思想が若干出ておるのじゃな
いかと思ひますから、特にお尋ねをし、
お願いをしておるわけであります。

それで、それと関連をいたしまし
て、池田さんの所得倍増に先敗したと
いう質疑に対する御答弁の中にも、期
待はしておたけれどもできなかった
んだ、資本主義の世の中では、期待を
しておても、そこまで行かずに過大
に設備投資が行われることはやむを得
ぬことだという。しかし、やむを得ぬ
ことだといつてはうっておくことは、
国民経済上非常によろしくないのじゃ
ないか。ましていわんや、このごろEE
Cの問題もあれば、対外貿易の問題も
ありまして、だんだんむずかしくなっ
てきている。その上に技術革新が思い
切つて行なわれる。このまま産業の拡
張を置いておくというようなことは非
常に望ましくないのじゃないか、こう
思うわけです。そこで、二、三日前に
ありました石油の問題につきまして
も、ああいう技術提携が、精製業の六
割五分、関連をいたしましては、国際資
本に押えられていく——というと語弊
がございしますが、八割五分に近いとい
うようなことになりすが、きょうま
で放任されているわけです。今後こう

いう技術提携あるいは資本提携その他
の提携、あるいはコンビナートの問題、
あるいは系列会社の問題、こういうも
のは、もう一度現状に立ちまして、日
本の国民経済の発展というところから
考え直さなければいけない時点にきて
おるのじゃないか、こう思われるわけ
です。あるいはものによりましては、
独禁法というものが、終戦後行なわれ
た独禁法と今とは全然角度を変えて見
直さなければ、日本の国民経済の発展
ということがむずかしいんじゃないか
というように思われるわけです。いわ
ば通産省でも若干勉強しかけておりま
す産業の新秩序と申しますか、そうい
うようなことにつきまして、同時にこ
ういう新産業都市を作る場合にお考え
なさっているんじゃないか、こう思う
のですが、こういう問題につきまして
の経企庁長官としてお考えをお伺いし
たいと思ひます。

○藤山国務大臣 自由主義経済の中に
おきまして法的規制をするということ
は、私は、最小限にとどむべきであつ
て、それは公安を害するとかあるいは
公共の利益を害するとかいうような場
合は、これは当然やらねばならない。た
だ問題は、これは政府の姿勢の問題で
はないかと私は思うのでありまして、
国民が非常な経済拡大の意欲を持って
おりますときには、やはり政府として
はできるだけ慎重な態度をとってい
く、また国民が何か企業意欲が意欲消
沈しているようなときには、政府はむ
しろそれを刺激していくというような
方向に持つて参らなければいかぬので
あつて、そこはやはり政府の姿勢よろ
しきを得ていくことが必要であらうと
思うのでございまして、そういうこと

によって民間と政府とが十分意思の疎
通をしながらやって参るのが必要だと
思ひます。また同時に、今日の段階にお
きましては、御承知の通り必ずしも金
融が正常化しておらぬような点もござ
いますので、個々の事業会社が銀行と
の系列というような関係でもって競争
的になる場合もございまして。そういう
ような面は、一般的な経済の正常化に
伴ひまして、おのずから改善の道をは
かつていかなければならぬのでござい
まして、そういう点について政府とし
ても十分考えて参らなければならぬ点
が多々あると考へております。

○玉置委員 別に基礎産業を国有化し
るというような意味で私は言つておる
のじゃないのでして、そういう民間の
創意工夫というものも大いに振起しな
ければなりませんけれども、ただに公
害があるというだけではなくて、この
輸出産業のむずかしいときに非常にむ
だがあり過ぎるんじゃないか、だから
望ましい方向に持つていく責任はやは
り政府にあるのじゃないか、今ではも
うきのうかおとといの石油法に見ま
すごとく、猛烈な反対があればみな引
込んでしまふというようなことでは、
新しい国民経済の伸びというものは望
み得ないんじゃないかということを憂
えるわけでありまして。そういう意味に
おきまして、ことにこの新産業都市な
どというような考え方を持つていく以
上、政府が民間産業にどういう点でど
ういうようにタッチするのかがというこ
とは、非常にむずかしい問題だと思ひ
ます。今後そういう方向に持つていか
ざるを得ないというところにておる
ことも事実だと思ひます。そういう意
味で一つ十分御考慮いただきますこと

をお願いを申し上げます。

○早稲田委員長 長時間にわたり審議
をお進めいただきましたが、本日の連
合審査会はこれにて散会いたします。
午後一時五十分散会

昭和三十七年三月二十日印刷

昭和三十七年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局